

令和5年3月発行

令和5年度版

農業補助事業利用 ガイドブック

鳥取県農林水産部

農業関係支援施策の活用ガイドブック 目次

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・J A等)	市町村			
新規就農	相談	相談したい	国・県	とっとり農業経営支援ネットワーク事業(うち就農サポート)【農業経営法人化支援総合事業】	○				就農希望者の多岐にわたる相談に、関連機関と連携して対応する。	経営支援課 0857(26)7262	1
	体験・研修	研修したい	県	アグリスタート研修支援事業	○				(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が実施する「アグリスタート研修」の研修生に対し、交付金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	2
			県	就農研修交付金事業	○				農業大学校で実施する「アグリチャレンジ科」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	3
			国・県	公共職業訓練【アグリチャレンジ科】	○				就農に役立つ農業の基礎知識と実践技能の習得を4か月間の研修(公共職業訓練)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	4
			県	スキルアップ研修(短期研修)	○				主要野菜(白ねぎ、ブロッコリー、ミニトマト、スイカ)の栽培技術習得を4か月間の研修(座学講義・グループ実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	5
			県	スキルアップ研修(長期研修)	○				農業の基礎知識と栽培品目の基本技術の習得を12か月間の研修(座学講義・実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	6
			自営就農	資金的に応援してほしい	国	新規就農者総合支援事業【経営発展支援事業】	○				新規就農者が就農時に必要な機械、施設等を整備する場合に助成。
	県	新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】			○				新規就農者が就農時に必要な機械、施設等を整備する場合に助成。	経営支援課 0857(26)7261	8
	国	新規就農者総合支援事業【就農準備資金】			○				新規就農希望者(原則50歳未満)が県の指定する研修機関でおおむね1年以上就農研修を受ける場合、最長2年間資金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	9
	国	新規就農者総合支援事業【経営開始資金】			○				新規就農者(原則50歳未満)に対して最長3年間資金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	10
	県	新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】			○				新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対する支援。	経営支援課 0857(26)7261	11
	県	新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】			○	○			認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援。	経営支援課 0857(26)7261	12
	県	産地主体型就農支援モデル確立事業					○		産地の将来ビジョンに基づき、新規就農希望者に対する技術習得研修、継承すべき優良農地の維持管理、研修や営農開始に必要な機械・施設整備等を支援。	経営支援課 0857(26)7261	13
	雇用	新規に従業員を雇用したい 他産業と組み合わせて雇用したい			県	農の雇用ステップアップ支援事業【未来を託す農場リーダー育成事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行い新規就業者のOJT研修等を行う場合、研修経費を最大2年間助成。
県			農の雇用ステップアップ支援事業【農業コラボ研修事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行った場合であって、農業では通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修等を行う事業に最大2年間助成。	経営支援課 0857(26)7261	15	
担い手	経営発展	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる農家プラン事業】	○	○	○		農業者等が作成した規模拡大、売上高アップ等に係るプラン(営農計画)の達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農林水産政策課 0857(26)7589	16	
		県	スマート農業社会実装加速化総合支援事業	○	○			省力化技術の開発・導入を図り持続可能な農業を実現するため、これまでの実証で得られた成果から、普及性の高いスマート農業技術を推進し、個別課題のモデル実証の取組を支援。	農林水産政策課 0857(26)7589	17	

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
担い手	経営発展	法人化、経営継承等を考えたい	国・県	【再掲】 とっとり農業経営支援ネットワーク事業(うち経営サポート)【農業経営法人化支援総合事業】	○	○				法人化、経営継承、労務管理等により経営発展を目指す農業者の経営課題を解決するため、関係機関と連携して伴走支援を行う。	経営支援課 0857(26)7276	1
		施設・機械等を整備したい	国	農地利用効率化等支援事業【農地利用効率化等支援交付金】	○	○	○			人・農地プラン等に位置づけられた経営体や農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。	経営支援課 0857(26)7269	18
	企業参入	機械・施設を取得したい	県	企業等農業参入促進支援事業	○	○				企業等が農業へ新規参入する場合、農業用機械・施設等を助成。	経営支援課 0857(26)7269	19
	農地集積	農地を集積したい	国	機構集積協力金交付事業	○	○				農地中間管理機構に対し農地を貸付けた地域及び個人を支援することにより、担い手の農地集積・集約化を推進。	経営支援課 0857(26)7269	20
	働き方改革	経営参画、能力向上等したい	県	とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業	○	○	○			農林水産業へ従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や女性リーダー育成に関する取組を支援。	経営支援課 0857(26)7327	21
水田営農	人・農地プランの中心経営体(個人農業者)	機械を取得したい	県	中山間地域を支える水田農業支援事業		○				中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援。	農林水産政策課 0857(26)7589	22
		集落営農	機械・施設を取得したい	県	集落営農体制強化支援事業			○			集落営農組織に対して、営農の維持・発展に必要な機械施設等の整備、人材育成の取組を支援。	経営支援課 0857(26)7269
	主食用米転換	新たな水田農業に取り組みたい	国・県	新たな水田農業の収益性向上対策事業	○	○				主食用米以外の農産物の生産拡大を推進し、新たな水田農業の収益性向上を図るため、地域や担い手の飼料用米等の生産拡大に向けた取組を支援。	生産振興課 0857(26)7283	24
	直接支払	直接支払	国	経営所得安定対策等	○	○	○			販売農家や集落営農が販売目的で作物を栽培する場合、栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付。	生産振興課 0857(26)7280	25
	星空舞のブランド化	販路開拓・販路促進を図りたい	国・県	「星空舞」ブランド化加速事業			○		○	「星空舞」のブランド化を推進するため、認知度向上や販路開拓対策等の取組に対して支援を行う。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	26
園芸等	園芸品目等の振興	パイプハウスを導入したい	国・県	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	○	○	○			高収益な施設園芸品目等の生産振興を図るため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を支援。	生産振興課 0857(26)7272	27
		機械・生産資材を導入したい	国	鳥取県産地生産基礎パワーアップ事業	○	○	○	○		意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換・拡大等を図るための取組を総合的に支援。	生産振興課 0857(26)7272	28
		機械、特産物、新品種・新技術等導入したい	県	園芸産地活力増進事業	○	○	○			産地づくりや特産物の育成、新技術のモデル的取組等に必要な経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26)7272	29
		イチゴ用の機械、パイプハウスを導入したい	県	戦略的園芸品目(イチゴ「とっておき」)総合対策事業	○	○	○			県育成のオリジナルイチゴ新品種「とっておき」の普及に向けて、単収・品質向上、販売促進及び生産基盤強化に必要な機械、ハウス等の整備を支援。	生産振興課 0857(26)7272	30
		花壇苗・芝等を生産拡大したい	県	鳥取の花・芝生産振興対策事業	○	○	○			花壇苗、ストック等の生産拡大、流通体制の整備、販売促進に向けた取組み等や、鳥取県芝のブランド化、生産拡大、鳥取の芝PR等を支援。	生産振興課 0857(26)7282	31
		ブロッコリーを生産拡大したい	国・県	ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業	○	○	○	○			ブロッコリー産地の強化を図るため、生産者連絡協議会の組織活動、省力化・効率化等に必要な機械導入、収量向上・品質安定のための基盤整備や輪作体系の確立などの取組を総合的に支援。	生産振興課 0857(26)7272

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村	農業者等			
野菜・花き	価格補填	価格下落時の影響を緩和したい	国・県	指定野菜価格安定対策事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある指定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	生産振興課 0857(26)7282	33
			国・県	特定野菜等供給地育成価格差補給事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある特定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	生産振興課 0857(26)7282	34
			県	鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業				○		作付面積が一定以上のブランド野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。	生産振興課 0857(26)7282	35
果樹	果樹生産基盤の整備	新品種等の植栽、高接ぎ、果樹園を整備したい	県	鳥取梨生産振興事業	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が梨「新甘泉」等の植栽や果樹園整備、気象災害対策を行う経費の一部を助成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。	生産振興課 0857(26)7414	36
			県	鳥取柿ぶどう等生産振興事業	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が柿「輝太郎」、ぶどう等の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。	生産振興課 0857(26)7414	37
			県	戦略的スーパー園芸団地整備事業					○	○	新規就農者等の担い手の参入を促すため、JA等が主体となって果樹園等の整備を行う経費や、新規就農者が入植する場合の借地料、入植者の募集に係る経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26)7414
経営安定	利子助成	災害時等の再生産資金を確保したい	県	農業経営安定資金利子助成事業				○		災害、市場価格の低落又は原油価格高騰時の再生産資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させる。	生産振興課 0857(26)7414	39
地域農業	農業活性化	話し合いにより農業を活性化したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる地域プラン事業】	○	○	○	○		市町村やJA等が農業の生産拡大や担い手育成等に係るプランを作成し、また、その達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農林水産政策課 0857(26)7589	40
畜産	酪農	酪農養鶏肉用牛養豚	県	畜産経営緊急救済事業	○	○	○			クライナ情勢や円安等により飼料価格が高騰したいことにより、飼料価格安定制度や所得補償制度で補償されない農家負担の一部について助成。	畜産振興課 0857(26)7291, 7290	41
			県	生乳増産対策支援事業～担い手施設整備対策事業～	○	○	○			生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち、国事業では補助対象とならないものに対して助成。	畜産振興課 0857(26)7291	42
	県	生乳増産対策支援事業～ゲノム育種価改良対策支援事業～	○	○	○			有望な乳用牛の早期判定のため、育成牛全頭を対象としたゲノム育種価検査費用に対して助成。	畜産振興課 0857(26)7831	43		
	県	酪農第三者継承モデル事業				○			第三者継承に取組む新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要機械、施設整備及びリース料を助成。	畜産振興課 0857(26)7291	44	
	県	第16回全日本ホルスタイン共進会対策事業					○		2025年に北海道で開催される第16回ホルスタイン全共に向けた出品牛対策の経費について助成。	畜産振興課 0857(26)7291	45	
	和牛	能力の高い和牛(受精卵)を導入・保留したい、空き牛舎の増改修をしたい	県	鳥取県和牛振興計画推進事業	○	○	○			和牛の生産拡大や高品質和牛肉の増産を図るため、優良和牛繁殖雌牛及び肥育素牛の保留や増頭に対する経費、受精卵購入経費、空き牛舎の増改修経費、子牛市場の活性化に要する経費に対して助成	畜産振興課 0857(26)7290	46
	東京へ出荷してみたい	県	鳥取県和牛ブランド強化対策事業	○	○	○			「鳥取県和牛」を首都圏へPRするために「鳥取県和牛」の東京市場への出荷に係る輸送費等に対し助成。また、県内外で開催する枝肉共励会開催にかかる経費に対し助成。	畜産振興課 0857(26)7290	47	
全国和牛能力共進会に出品したい	県	第13回全共出品対策事業					○		2027年に北海道で開催される第13回全共に向けた出品牛対策の経費について助成。	畜産振興課 0857(26)7829	48	
枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用牛肥育経営安定対策事業	○	○					牛枝肉価格が著しく低下した場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入している肉用牛肥育経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。【基金】	畜産振興課 0857(26)7288	49	

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
畜産	和牛	肉用子牛価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用子牛価格安定事業	○	○				肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期別)が基準価格・合理化目標価格を下回った場合、その期間中に子牛を販売、又は自家保留していた生産者や法人(大企業は除く)に対し、補給金を交付。	畜産振興課 0857(26)7288	50
	豚	枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉豚経営安定対策事業	○	○				豚枝肉平均価格が保証基準価格を下回った場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入し、かつ耕畜連携等の取組に努める養豚経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。【基金】	畜産振興課 0857(26)7288	51
家畜衛生	衛生管理	鶏舎・農場内に防疫施設等を整備したい	国・県	鳥インフルエンザ等家畜防疫施設整備事業	○	○	○			高病原性鳥インフルエンザウイルスの農場内への侵入防止のため、車両消毒装置や鶏舎前室などを整備に係る経費の一部を助成。	家畜防疫課 0857(26)7287	52
		農場認証制度を導入したい	国・県	農場認証普及推進事業	○	○				農場HACCP又は畜産GAP導入のための技術支援と認定に係る手数料を助成。	家畜防疫課 0857(26)7287	53
6次産業化	農家・加工グループの取組	食品加工に必要な機器を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【スタートアップ型】	○	○	○			農林漁業者や県内加工グループ等が食品加工に必要な備品を購入する場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	54
	農林漁業者等の取組	販路開拓や機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【6次産業型】	○	○	○			農林漁業者や農漁協等が6次産業化の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	55
		機械・施設を取得したい	国	鳥取県6次産業化関連事業交付金	○	○	○	○		農林漁業者と地域の様々な事業者等が連携して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	56
加工	企業等	国際認証を取得したい	県	食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金	○	○	○	○		県内事業所の認証取得や衛生管理対策等に必要な経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	57
他産業との連携	農商工連携	機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【農商工連携型】						食品加工業者等が農林漁業者と連携して県内農水産物を原料とする食品加工等の取組を行う場合、必要な施設・機械整備の経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	58
			国	【再掲】鳥取県6次産業化関連事業交付金	○	○	○	○		農林漁業者と地域の様々な事業者等が連携して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	56
販路拡大	販路開拓・消費拡大	国内での販路開拓や消費者交流会をしたい	県	おいしい鳥取PR推進事業費補助金				○	○	農協や農業者等のグループが国内の見本市への参加、県外量販店で試食宣伝、インショップ等に取り組んだり、消費者との交流会を開催する場合、必要な経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	59
			県	物産展・県フェア及び見本市への出展支援	○	○	○		○	県外で行われる鳥取県フェア等の催事、見本市、商談会等(概ね2日間以上の催事等で県内から3社以上の事業者が参加するもの)に2日以上出展する県内事業者に対して、出展に要する経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	60
			県	伝統産業(酒類等)情報発信強化支援補助金					○	県内の小売酒販店や酒造、団体が国内・海外に向けた情報発信を行い場合、必要な経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7259	61
	海外販路開拓	農産品や食品を輸出したい	県	新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金	○	○	○	○		県内で生産された農林水産物及び食品の輸出促進のために行う取り組みの費用の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	62
	海外販路開拓	農産品や加工食品を輸出したい	国	鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金				○	○	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出向けHACCP等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応や家庭食向け等の輸出先国のニーズへの対応に必要な施設や機器の整備に係る経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	63
販路開拓	商品パッケージを作成したい	県	「食のみやこ鳥取県」マーク活用支援事業	○	○	○	○		「食のみやこ鳥取県」推進サポーター事業者、とっとり県産品の登録事業者、鳥取県ふるさと認証食品を持つ事業者、食のみやこ鳥取県特産品コンクール入賞事業者が、各事業のロゴマークを入れた商品パッケージを作成する経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	64	

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ	
	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村	商工業者等				
販路拡大	消費拡大・地域活性化	食を活用した地域振興をしたい	県	食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	○	○	○		○	食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7836	65	
	消費拡大・地域活性化	食を活用して県外客を誘客したい	県	「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金					○	副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」のバージョンアップを支援することで、国内外から県内への誘客促進に資する取組を支援する。	食のみやこ推進課 0857(26)7836	66	
	販路開拓	料理の開発・PRをしたい	県	とっとりオリジナルメニューづくり支援事業	○	○	○		○	地元食材を使った料理の開発(ジビエ料理を含む)・PR活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	67	
環境にやさしい農業	有機・特裁、GAP	有機・特裁やGAPに取り組みたい	国・県	有機・特別栽培農産物・GAP等総合支援事業	○	○				有機JAS認証事業者や鳥取県特別栽培農産物認証事業者等による農産物の有機的管理で使用する機器の購入や、新規にGAP認証を取得する際に必要な経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26)7415	68	
	化学農薬・肥料の使用量低減	環境負荷の低減につながる取組を行いたい	国・県	環境に配慮した持続可能な農業総合対策事業	○	○	○	○		化学農薬・肥料の使用量低減、農業用プラスチックの排出量の削減等環境負荷の低減に向けた生産技術の開発、有機農産物の販路拡大等を総合的に支援。	生産振興課 0857(26)7415	69	
	減化学肥料、減農薬	環境保全型農業直接支払	国	環境保全型農業直接支払対策事業	○	○	○			販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以下低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	70	
災害対策	農地災害	被災した農地等を復旧したい	国	農地・農業用施設災害復旧事業				○	○	暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	71	
耕作放棄地対策	発生防止	中山間地域等直接支払	国	農地を守る直接支払事業	○	○	○			生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	72	
農地・基盤	基盤整備	小規模な基盤整備	県	しっかり守る農林基盤交付金					○	市町村が小規模な農林生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7326	73	
		基盤整備に伴う資金が借りたい	国	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金	○	○	○			農業者等が生産性の向上を図るために生産基盤整備(農地等の新設、改良、造成及び復旧、農用地集積等)を行う場合、低金利又は無利子での資金貸付を行う。	農地・水保全課 0857(26)7321	74	
	施設の維持・補修	土地改良施設の補修をしたい	国	土地改良施設維持管理適正化事業					○	○	市町村等の土地改良施設管理団体等が団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、ため池、水路等)の整備補修を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7336	75
		保全活動に対する支援を受けたい	国	多面的機能支払交付金事業					○		市町村と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	76
	防災減災	ため池の防災・減災対策をしたい	国・県	ため池防災減災対策推進事業					○	○	農村地域の防災力向上を図るため、ため池の調査点検やハザードマップの作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26)7323	77
			国・県	ため池監視システム導入推進事業						○	農業用ため池における異常気象時等の遠隔監視による安全確保及び避難体制強化を図るため、ICTを活用した監視装置の集中的設置を県で行うほか、装置使用時のランニングコストに係る市町負担経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7323	78
【再掲】災害復旧	被災した農地等を復旧したい	国	【再掲】農地・農業用施設災害復旧事業					○	○	暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	70	
鳥獣対策	鳥獣対策	鳥獣被害を防ぎたい	国	鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金					○	○	市町村やJA等で構成する協議会等が、地域ぐるみの鳥獣被害防止活動や侵入防止柵等の整備等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	鳥獣対策センター 0858(72)3821	79
		鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金	県		○	○	○			集落等、市町村、JA等が野生鳥獣の農地等への進入を防ぐ対策(侵入防止柵等の設置)や個体数を減らす対策(捕獲等)等を行う場合、必要な経費等を助成。	鳥獣対策センター 0858(72)3821	80	
	販路開拓	ジビエ料理の開発・PRをしたい	県	【再掲】とっとりオリジナルメニューづくり支援事業	○	○	○		○	地元食材を使った料理の開発(ジビエ料理をむ)・PR活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	66	

大項目	支援項目		国庫・単 県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 ・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商 工業者等			
地域農業	地域活性化	農山漁村を活性化したい	県	農山漁村滞在促進事業(観光客の心に響く滞在型地域創造事業)	○	○	○	○	○	特色ある宿泊体験を中心に農山漁村における地域資源を活用したコンテンツ(観光素材)づくりや、これらをつなげた魅力ある滞在エリアの創造、滞在施設整備を支援。	中山間地域政策課 0857(26)7129	80
中山間地域対策	地域活性化	コミュニティづくりに取り組みたい	県	みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金				○	○	集落や地域の将来のために、住民が主体的に取り組む地域づくりの活動(地域コミュニティの再生、住民共助、地域資源活用、コミュニティビジネス、遊休施設活用等)に必要な経費を支援する。	中山間地域政策課 0857(26)7129	82
		移住者を確保し、地域を活性化したい	県	若者定住等による集落活性化総合対策事業				○	○	小規模高齢化集落等が地域プランを策定し、地域の活性化に向けた取組等を行う場合、必要な経費の一部を助成。また、Uターン移住者に対し、定住に向けた支援を行う。	中山間地域政策課 0857(26)7129	83
	販路開拓・地域活性化	食を活用した地域振興をしたい	県	【再掲】食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	○	○	○		○	食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7835	65
	地域活性化	地域資源保全や特産品の育成に組みたい	県	とっとり共生の里保全活動推進事業	○	○	○			農山村集落等が企業・団体等及び市街地住民組織等と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道の保全活動や、農作物の生産、農産加工品等の製造・販売を通じた6次産業化の取組を支援する。	農地・水保全課 0857(26)7336	84
	【再掲】人・農地プランの中心経営体(個人農業者)	機械を取得したい	県	【再掲】中山間地域を支える水田農業支援事業					○	中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援	農林水産政策課 0857(26)7589	22
	【再掲】耕作放棄地発生防止	中山間地域等直接支払	国	【再掲】農地を守る直接支払事業	○	○	○			生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	71

名称

**とっとり農業経営支援ネットワーク事業
【農業経営法人化支援総合事業】**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

新規就農希望者、個別経営体、農業法人等

施策概要

就農希望者の多岐にわたる相談に、関係機関と連携して対応する。
また、法人化、経営継承、労務管理等により経営発展を目指す農業者の経営課題を解決するため、関係機関と連携して伴走支援を行う。

○支援内容

1 就農サポート

区分	支援内容等
①就農相談窓口の設置	就農相談員を配置して就農相談全般の活動を実施。 ・県内外での就農フェアへの参加・就農相談会の開催 ・産地見学会、農業体験会の開催

2 経営サポート

区分	支援内容等
①経営相談窓口の設置	農業者等の経営課題に関係機関と連携して、専門家の派遣などにより適切にアドバイスする経営相談体制を整備するとともにコーディネーターを配置し、相談活動を実施
②専門家派遣	農業経営戦略会議の意見を踏まえて、支援対象者、支援方針及び派遣専門家を決定し、支援チームを編成して、伴走支援を実施。農業者の経営課題に応じた各種専門家を選定して派遣
③経営研修(担い手及びアドバイザー対象)の開催	担い手を対象に経営力及び経営者資質の向上に関する研修を実施。また、税理士等専門家及び普及員等を対象に農業者や農業法人にアドバイスが出来る人材養成に関する研修を実施
④経営相談会の開催	農業者等の様々な経営課題に対応するため農業者等を対象とした経営相談会を開催
⑤法人設立への助成	農業者等が法人化する場合に、定款作成及び登記等の費用として、定額25万円を助成

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監経営支援課	1 就農サポート 0857-26-7262 2 経営サポート 0857-26-7276
各農業改良普及所、各市町村、各JA	

関連サイト

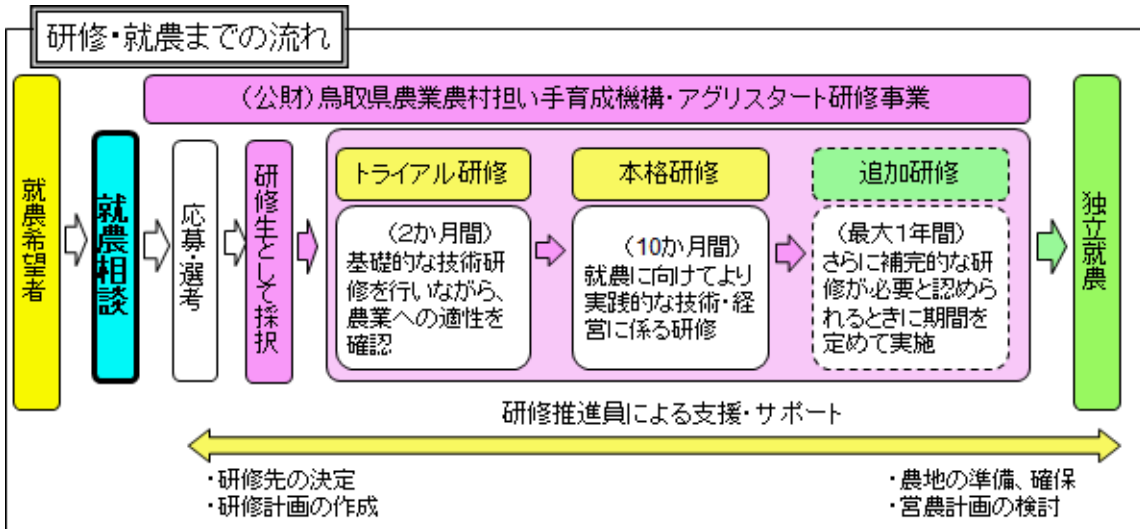
名称	アグリスタート研修支援事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	県内に就農する農業研修生として、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が採択した者。
施策概要	就農希望者を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として受け入れ、県内の先進農家等での実践的研修や農業経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指す取り組みを支援

●支援内容

研修期間	1年間(引き続き研修が必要と認められる場合は最大2年間)
研修期間中の支援	国の就農準備資金年間150万円の受給が可能(ただし、就農予定時の年齢が50歳未満等、交付を受けるには要件あり)。上記の支援が活用出来ない場合は、研修交付金として月額10万円を交付。

●研修生の採択に当たっては、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生を募集し、選考を行います。

研修生の要件	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、県立農業大学校の研修を受講している等、研修を円滑に受講するために必要な基礎的な知識、技能を有すること。 ○機構の就農相談を受けて就農品目と就農地域の想定ができていること。 ○就農予定地域において、研修受入れ、就農・定着支援が予定されていること。 ○鳥取県へ移住又は在住し、独立就農する意欲を有すること。 ○農業就業が可能な健康状態であること。 ○過去に農業への就業又は農業研修の経験がある者にあつては、その期間が短期間(本研修と同一の品目で3年以内)等により、本研修を受けることが必要と認められる者。 ○地域住民と協調し生活する意思のある者。 ○普通運転免許証(AT限定免許を除く。)を有していること。
--------	--



問合せ先	担当部署	電話番号
	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 鳥取本部 米子本部	0857-26-8350 0859-31-9644
	農林水産部 農業振興監 経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

名称 就農研修交付金事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 「アグリチャレンジ科(公共職業訓練)」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方。

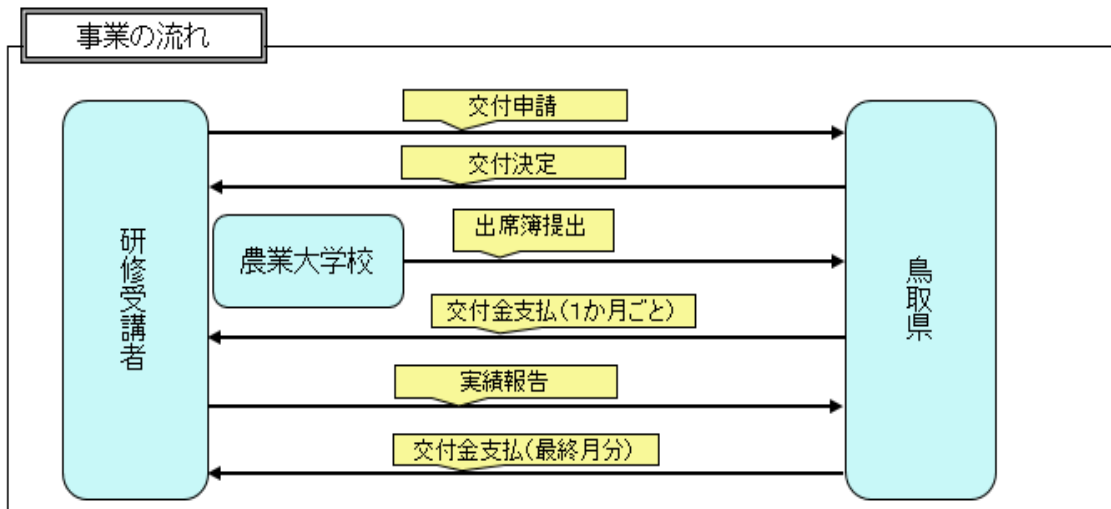
施策概要 農業大学校で実施される「アグリチャレンジ科」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を交付。

●支援内容

支援内容	・研修期間中(最長4か月)に最大10万円/月の交付金を交付する。
補助率	・10/10 (県費のみ)

●交付要件等

交付要件	・鳥取県在住または在住予定であり、主業として農業に就業する意欲を有していること。 ・就業予定時65歳未満であること。 ・雇用保険、職業訓練受給給付金等の交付を受けていないこと。
注意事項	・各月の出席日数が8割に満たない場合はその月の交付金は交付されません。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7261
農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

名称 公共職業訓練「アグリチャレンジ科」

施策対象 求職者

施策主体 農業大学校(産業人材育成センター委託訓練)

対象者 鳥取県内での就農(農業法人等への就職など)をめざす方
(求職者で公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示が得られる方)

施策概要 実践に活かせる基本技能(トラクターや管理機の操作、刈払機や小農具の使い方等)と農業の基礎知識を学ぶ約4ヶ月の研修です。
特に技能習得を重視し、6割の研修時間を技能演習で構成しています。
農家の言葉を理解し、1人でも基本的な機械・農具の扱いができるレベルへの到達が目標です。研修終了後の就職先に関する情報提供等、進路選択のサポートを農大が行います。

①研修期間 約4ヶ月間

研修期間	募集定員
① 6月開講: 令和5年6月7日～9月20日	各期25名
② 10月開講: 令和5年10月11日～令和6年1月26日	
③ 2月開講: 令和6年2月6日～5月24日	

②募集期間(予定)

① 6月開講: 令和5年3月17日～4月21日
② 10月開講: 令和5年8月4日～9月8日
③ 2月開講: 令和5年11月17日～12月22日

③受講料 無料(※訓練生総合保険料を別途御負担いただきます。)

④カリキュラム(案)

ア 座学講義	(鳥取県農業の概要、植物生理、病害虫の基礎、農薬の基礎、肥料の基礎、土壌の基礎、鳥獣害対策、作物栽培、有機・特別栽培、畜産概論、農業経営、農業気象、各種支援策、体のメンテナンス等)	
イ 技能演習	a 機械関連	トラクターの操作と耕耘、作業機の脱着とロータリー爪交換の方法、刈払機の取扱い、管理機の取扱い、フォークリフトの操作、農業機械全般の保守点検方法、燃料の基礎
	b 小農具の扱い方	スコップ・鍬・レーキ等の使い方
	c 肥料・薬剤散布のポイント	肥料の手散布の方法、農薬の薬剤量と散布量、散布用機械の取扱い
	d 応用作業	ロープワーク、木工・溶接、刃研ぎ、定規縄作り、針金の扱い、パイプハウス測量・組立・被覆・解体、フラワーネットの設置・解体、かん水チューブの設置

※令和5年度、研修期間中に、大型特殊自動車(農耕車限定)の免許試験を受けることができるよう調整中です。

⑤応募方法

住所地を所管する公共職業安定所に入校願書を提出してください。入校願書は、県内の公共職業安定所又は鳥取県立産業人材育成センター倉吉校のホームページから入手いただけます。

⑥その他

雇用保険受給資格を有する方は、雇用保険を受給しながら研修を受講できます。
雇用保険受給資格を有する方で、一定の条件を満たす方は、給付延長される場合があります。
雇用保険受給資格を有さない方には、別途、職業訓練受講給付金、訓練手当、就農研修交付金等の給付措置があります(支給には、それぞれ要件があります)。

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/252164.htm>
<http://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenkurayoshi/>

名称 スキルアップ研修(短期研修)

施策対象 農業者等

施策主体 農業大学校

対象者

鳥取県内での就農を希望し、就農が見込まれる方(受講開始時の年齢が65歳未満の方に限ります)

施策概要

鳥取県内で栽培される主要野菜4品目(白ねぎ、ブロッコリー、スイカ、ミニトマト)について、品目別に実施する栽培管理基礎研修です。各品目の栽培特性、防除や施肥等に関する基礎知識習得のための座学講義のほか、グループでの栽培管理実習を行います。

約4ヶ月間で、植付準備から収穫までの一連の栽培管理作業を経験することができます。

①研修期間…約4ヶ月間

②定員等

専攻	研修期間(予定)	募集定員
白ねぎ	① 4月開講(白ねぎ) 令和5年4月12日～8月11日	各品目 5名程度
ブロッコリー	② 6月開講(ミニトマト) 令和5年6月7日～10月6日	
スイカ	③ 7月開講(ブロッコリー) 令和5年7月19日～11月14日	
ミニトマト	④ 9月開講(白ねぎ) 令和5年9月6日～令和5年12月22日	
	⑤ 3月開講(スイカ、ミニトマト) 令和6年2月28日～6月28日	

③出願及び開講日程

	4月開講	6月開講	7月開講	9月開講	3月開講
受付期間	令和5年2月1日～2月28日	令和5年4月1日～4月30日	令和5年5月1日～5月31日	令和5年7月1日～7月31日	令和6年1月4日～1月31日
面接実施日	令和5年3月7日	令和5年5月9日	令和5年6月6日	令和5年8月8日	令和6年2月6日
許可通知日	令和5年3月20日	令和5年5月22日	令和5年6月19日	令和5年8月21日	令和6年2月12日
開講予定日	令和5年4月12日	令和5年6月7日	令和5年7月19日	令和5年9月6日	令和6年2月28日

④受講料…40,000円

※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

⑤品目ごとの主な作業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修実施期間	4月開講		6月開講		7月開講		9月開講			3月開講		
ミニトマト(抑制)			植付準備・定植・仕立管理・ホルモン処理 防除・収穫									
ミニトマト(半促成)	定植・仕立管理・ホルモン処理 防除・収穫								植付準備			
スイカ	仕立管理・交配・防除・収穫								植付準備 定植			
ブロッコリー			播種・育苗管理・定植・追肥・土寄せ・防除・収穫									
白ねぎ①	植付準備・定植(秋冬)・土寄せ・防除 収穫(夏)・播種・育苗管理(春)											
白ねぎ②						土寄せ(秋冬・春)・播種・育苗管理(夏)・防除 植付準備・定植(夏)・収穫(秋冬)						

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/272287.htm>

名称 スキルアップ研修(長期研修)**施策対象** 農業者等**施策主体** 農業大学校**対象者**

就業経験がある方で、鳥取県内での就農を希望し、就農が見込まれる方(受講開始時の年齢が50歳未満の方に限ります)

施策概要

農業の基礎的な知識と希望品目の栽培(飼育)管理の基本技術が習得できる、座学講義+実習タイプの自営就農希望者向け12か月研修です。
 野菜専攻においては、担当する品目の栽培管理計画(施肥・防除計画、作業スケジュールなど)を作成し、栽培から出荷までの一連の作業を経験の上、実績分析まで行うことで、模擬的に農業経営を体験できます。
 自営に向けた営農計画作成演習や農家派遣研修をカリキュラムに備えており、経営のイメージを固めていくことができます。

①研修期間
12ヶ月間

②定員等

専攻	研修期間(予定)	募集定員
果樹、野菜、花き、作物、畜産	① 4月開講 令和5年4月12日～令和6年3月15日 ② 10月開講 令和5年10月12日～令和6年10月11日	①②合計で15名程度

※果樹は10月開講のみ

③出願及び開講日程

	4月開講	10月開講
受付期間	令和5年2月1日～2月28日	令和5年8月1日～8月31日
面接実施日	令和5年3月7日	令和5年9月12日
許可通知日	令和5年3月20日	令和5年9月25日
開講予定日	令和5年4月12日	令和5年10月12日

④受講料

111,600円

※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=53788>

名称	新規就農者総合支援事業【経営発展支援事業】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	認定新規就農者
施策概要	新規就農者が就農後の経営発展に必要な機械、施設等を整備する場合に助成。

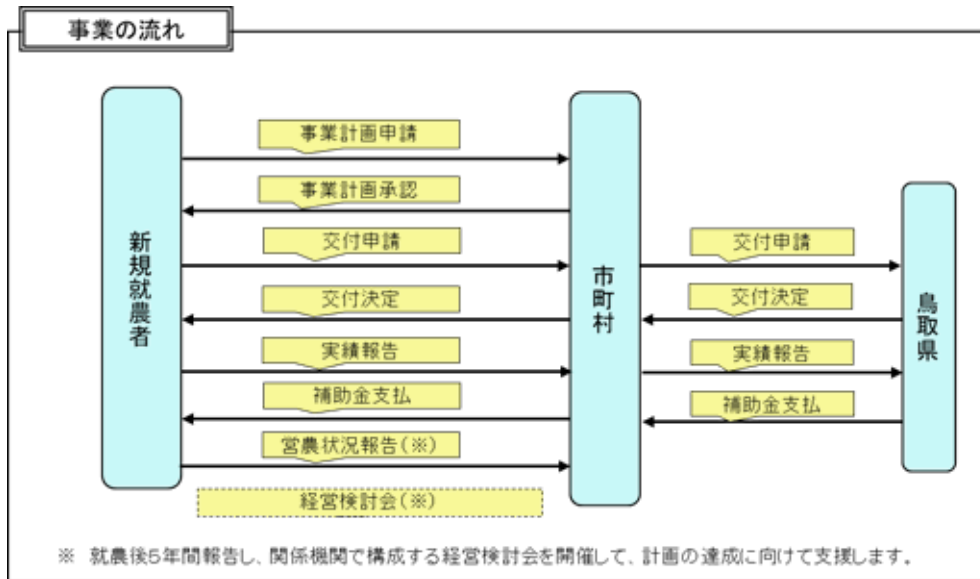
●支援内容

農業用機械、施設、家畜、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等(※軽トラック等の汎用性のあるものは除く)

対象者	49歳以下で令和4年度以降に新たに農業経営を開始する認定新規就農者であって、都道府県から支援を受ける者
補助率	3/4 (国1/2、県1/4)
補助事業対象経費上限	500万円 ※ただし、国資金(経営開始資金)を活用しない者は1,000万円。

●注意事項等

- ・本事業の不採択等の場合で、県事業(就農条件整備事業)の要件を満たす場合は、県事業(就農条件整備事業)の活用が可能です。
- ・本補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画等を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・補助金を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金返還していただきます。



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7261
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003	

関連サイト	
--------------	--

名称

新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

認定新規就農者

施策概要

新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設を新規就農者が整備する場合に助成。

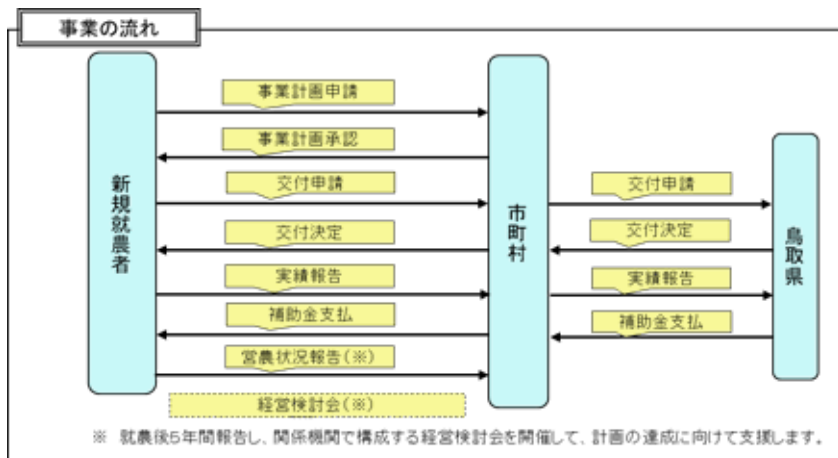
●支援内容

10万円以上(消費税額含む)の農業用機械・施設・家畜(※軽トラック等の汎用性のあるもの、果樹苗等は除く。単年度の事業費が30万円未満の場合は対象外。)

補助率	1/2 (県1/3、市町村1/6)
補助事業対象経費上限	1,600万円(5年間の合計) ※令和3年度以前の採択者または国の農業次世代人材投資資金(経営開始型)活用者は1,200万円とする。 ※国事業(経営発展支援事業)活用者は、上記の金額から国事業費を除いた額とする。
助成期間	最大5年間

●注意事項等

- ・補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画を添付したものの(事業計画)を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・補助金を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金返還していただきます。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 新規就農者総合支援事業【就農準備資金】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 鳥取県が認定する研修機関で概ね1年以上研修を受ける者で、就農予定時の年齢が原則50歳未満の者。

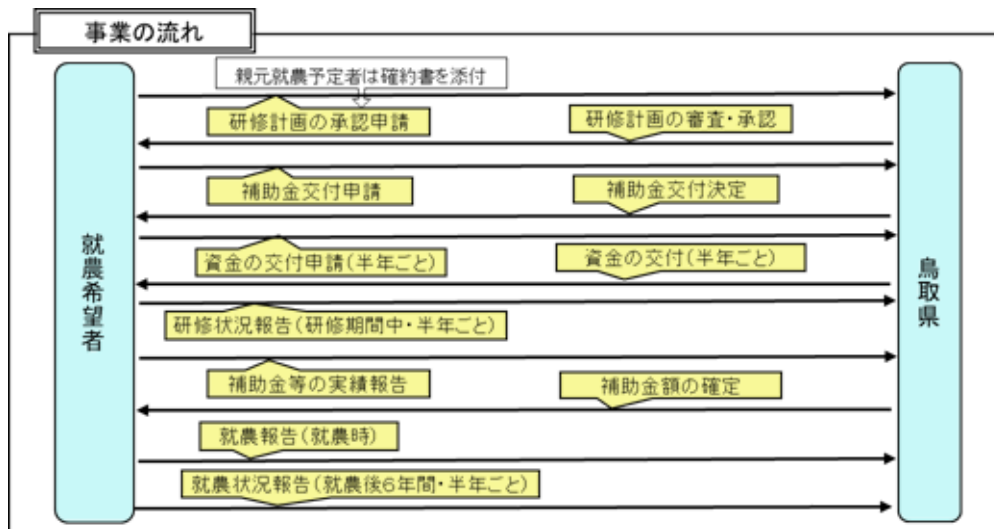
施策概要 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修期間の生活安定を支援する。

●支援内容

支援内容	・研修期間中(最長2年間)に150万円/年の就農準備資金を交付する。 ※国内での2年の研修に加え、必要と認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年間延長。
補助率	・10/10 (国費)

●注意事項等

- ・資金の交付を受けるためには、研修計画を作成し、県の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・研修期間中及び研修終了後6年間、半年ごとに研修状況及び就農状況に係る報告書を県に提出していただきます。
- ・以下の場合には、資金の全額を返還していただきます。
 - ①研修終了後1年以内に就農しなかった場合
 - ②交付期間の1.5倍(最低2年)以上営農を継続しなかった場合
 - ③親元就農者が就農から5年以内に経営継承等しなかった場合
 - ④独立・自営就農者が就農から5年以内に認定新規就農者等にならなかった場合
 - ⑤適切な研修を行っていない場合
 - ⑥交付期間の1.5倍(最低2年)の営農期間中、就農状況報告等の報告を期限内に行わなかった場合
 - ⑦虚偽の申請を行った場合



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

名称 新規就農者総合支援事業【経営開始資金】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者

原則50歳未満で独立・自営就農し、市町村の「人・農地プラン」等に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者。

施策概要

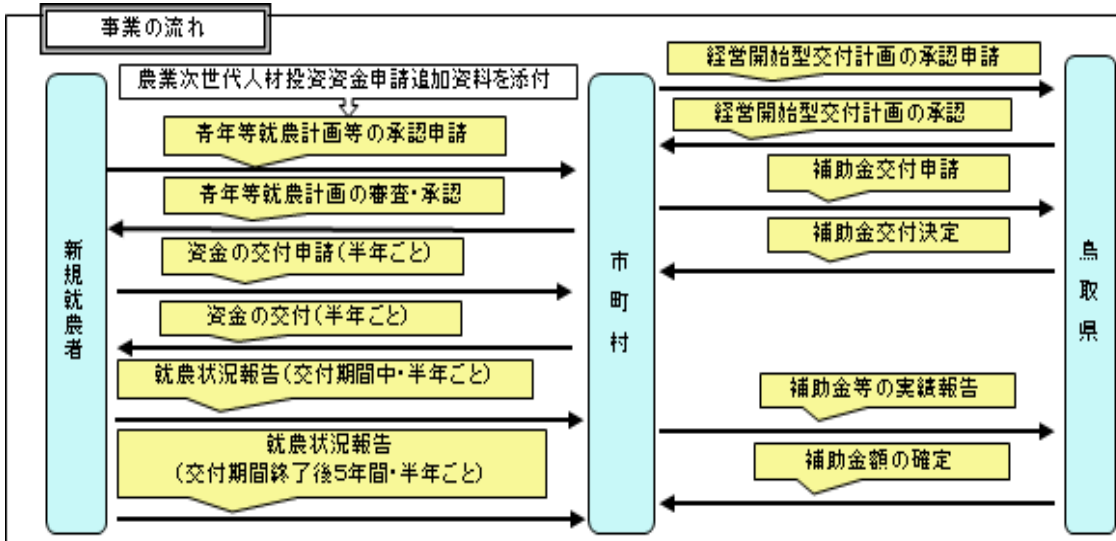
青年の就農意欲の喚起と就農直後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する。

●支援内容

支援内容	・独立・自営就農後(最長3年間)に150万円/年の経営開始資金を交付する。
補助率	・10/10 (国費)

●注意事項等

- ・資金の交付には、青年等就農計画等を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・交付期間中及び交付期間終了後5年間、半年ごとに就農状況に係る報告書を市町村に提出していただきます。
- ・以下の場合には、資金を全額返還していただきます。
 - ①上記の報告を行わなかった場合
 - ②適切な就農を行っていない場合
 - ③虚偽の申請を行った場合
- ・また、交付終了後に交付期間と同じ期間、営農を継続しない場合は、営農を継続していない期間分の資金を返還していただきます。
- ・原則、前年の世帯所得が600万円(経営開始資金含む)を超えた場合は、交付停止となります。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

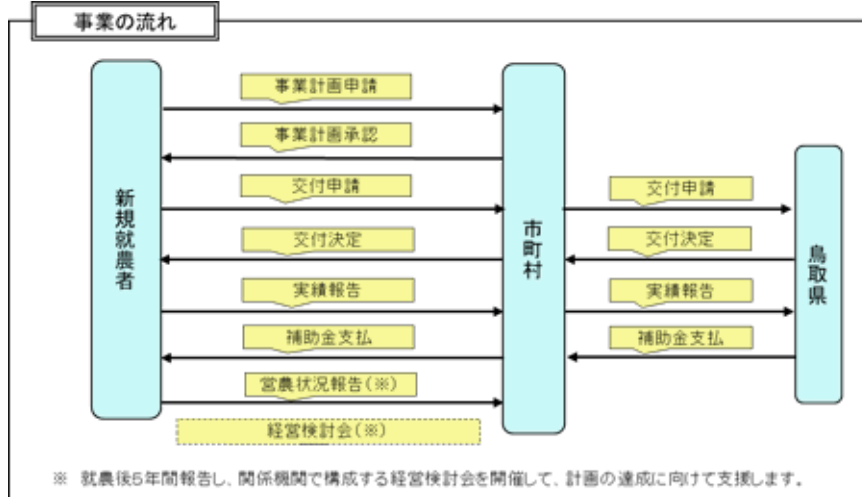
名称	新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	認定新規就農者
施策概要	就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用可能な、用途の定めのない交付金を交付。

●支援内容

補助率	10/10（県2/3、市町村1/3）
助成期間	最大3年間 1年目：100,000円/月 2年目：65,000円/月 3年目：40,000円/月

●注意事項等

- ・交付金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したものの（事業計画）を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況を市町村に提出していただきます。
- ・離農時に交付金の前払いを受けている場合は、離農した月以降の交付金を返還していただきます。
- ・国資金（農業次世代人材投資資金（経営開始型）、経営開始資金）を交付されている方、雇用就農資金（国版・県版）を活用中の方は対象外です。



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7261
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003
関連サイト		

名称	新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	認定農業者等
施策概要	認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援する。

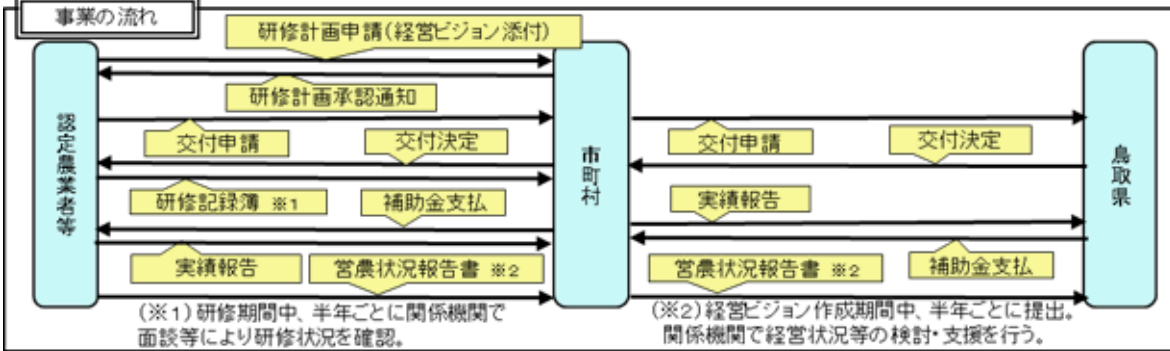
●支援内容

補助率	10/10（県2/3、市町村1/3）
助成期間	最大2年間（10万円/月）

●主な要件

対象者 (農業経営主)	次のいずれかに該当すること。ただし、②③については、農業次世代人材投資資金(経営開始型)又は就農応援交付金の受給中でない者であり、5年以上の農業経験を有する者に限る。 ①認定農業者。 ②市町村の「人・農地プラン」等に地域の中心経営体として位置づけられている者。 ③地域農業の担い手として支援することが適当であると市町村が認める者。
研修生 (親元就農者)	・対象者(農業経営主)の3親等以内の親族(配偶者及び兄弟姉妹を除く)で、将来その経営を継承する予定の者であること。 ・申請時の年齢が55歳未満であること。 ・研修開始後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受ける予定の者。
その他	・経営ビジョンを作成すること。 ・農業経営主と親元就農者との間で、次の事項を規定した家族経営協定等が締結されていること。経営継承の時期、経営継承に向けた研修の実施、青色専従者給与等の支払い、後継者の役割 ・研修計画に基づき、年間150日以上かつ年間1,200時間以上研修を実施すること。 ・親元就農してから1年以内に研修計画の申請を行うこと。 ・法人経営体の場合、申請時及び交付期間中は親元就農者は法人の役員(構成員)ではないこと。

※適切な研修を行っていない場合や、研修終了後に交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、親元就農者が研修を実施した農業経営体で営農を継続しない場合は、全額を返還していただきます。



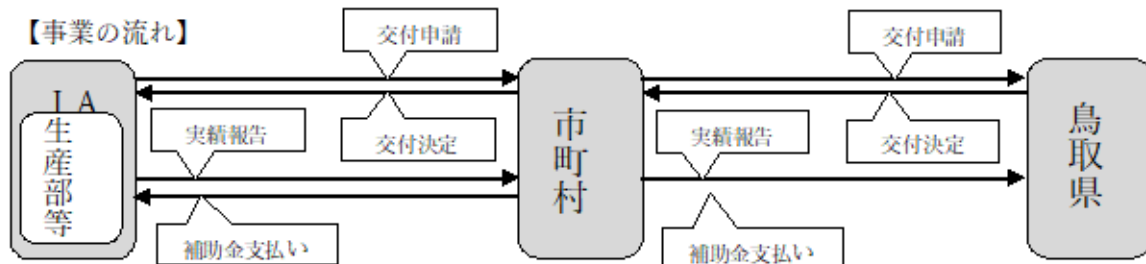
問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7261
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト	
-------	--

名称	産地主体型就農支援モデル確立事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業協同組合、生産部などの農業者の組織する団体
施策概要	産地が主体的に後継者を確保・育成する仕組として、産地の将来ビジョンに基づき、新規就農希望者に対する技術習得研修、継承すべき優良農地の維持管理、研修や営農開始に必要な機械・施設整備等を先行して進め、パッケージで支援する体制づくりをモデル的に支援するとともに他産地への取組拡大を図る。

●支援内容

項目	事業内容	実施主体
産地受入協議会事業	産地受入モデル地区設置事業 受入体制を早期に整備するモデル地区を設定し、新規就農者の確保育成に必要な活動に要する経費を助成 補助額(上限):200千円/地区 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)	産地受入協議会の構成組織
	産地受入条件整備事業 研修受入農家が研修生に対して実施する、技術・経営等の研修実施経費を助成 事業費(上限):480千円/研修生(40千円/月×12か月) 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)	JA等
	新規就農希望者の実践研修及び就農に必要な機械施設等をJA等が整備する経費を助成 事業費(上限)6,500千円/地区 補助率:1/2(県1/3、市町村1/6)	
	新規就農者等の共同作業場として活用することを目的としたJA等所有の遊休施設の改修、簡易な施設の設置等に要する経費を助成 事業費(上限)6,000千円/地区 補助率:1/2(県1/3、市町村1/6)	
新規就農者等受入準備支援事業	優良果樹園の維持管理 新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う優良園を維持管理する経費を助成 補助額(定額):梨400千円/10a 柿、ぶどう:200千円/10a 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)	
	研修園の設置費助成 新規就農希望者が栽培技術習得のために受入農家の果樹園を研修園として利用する際に見込まれる損失相当額を補填 補助額(定額)梨:200千円/10a、柿:68千円/10a、ぶどう:240千円/10a 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)	
	優良農地の受入条件準備費 新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う、立地条件の良い優良農地等の維持管理、ほ場条件の改善等に要する経費を助成 補助額(上限):500千円/100a/地区 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)	
新規就農者サポート体制構築事業	新規就農希望者に対して実施する研修園場の機械施設等をJA等が整備する経費を助成 補助率:国1/2	



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7261
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006	

関連サイト

名称

農の雇用ステップアップ支援事業【未来を託す農場リーダー育成事業】

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業法人等

施策概要

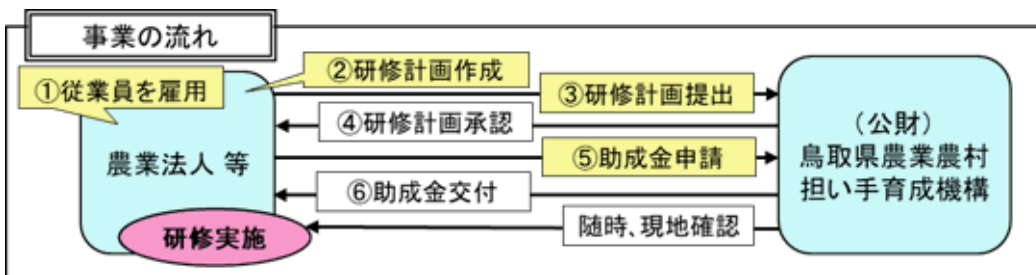
新しく雇用した従業員への研修経費を助成。

●支援内容 ※令和4年度採択から支援内容を見直し。令和3年度以前採択者は従前の単価・要件に従う。

補助率	県10/10
補助上限額	<p>実践研修に要する経費を最大2年間助成 (1年目):10万円/月+障がい者等を雇用した場合12,500円/月を加算(※) (2年目):5万円/月+障がい者等を雇用した場合12,500円/月を加算(※) ※国の就農支援資金(5万円/月)の対象となる場合も、1年目に限り5万円/月上乗せ支援。 ※1年目に限り、上限額の内数で人材育成や労務管理にかかる指導者研修費も対象とする。 ※加算は、研修生が経営主の親族(3親等以内)である場合を除く。</p>

●主な要件

受入する農業法人等 (研修実施主体)	<ul style="list-style-type: none"> ◆通年の研修が可能で、研修終了後も研修生を継続雇用すること。 ◆新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険に加入させること。 ◆新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。 ◆雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。 ◆就農開始資金、農業次世代人材投資資金、就農応援交付金を受給中の経営体でないこと。 ◆過去5か年度中に本事業及び国の農の雇用事業で受け入れた研修生が2人以上いる場合、そのうち2分の1以上が農業に従事(雇用または独立自営)していること。
新たな従業員 (研修生)	<ul style="list-style-type: none"> ◆正社員として雇用され、就業している県内在住者で、研修開始時点で採用から4か月以上12か月未満であること。 ◆正社員採用時の年齢が65歳未満であること。 ◆経営主の親族(3親等以内)の場合、雇用保険に加入出来れば対象となるが、経営継承を前提として親元就農促進支援交付金の対象となる場合、当該交付金を優先して活用。 ◆過去の農業就業期間等が原則5年未満であること。ただし、過去に従事した農業の営農類型(耕種・畜産の別)が本事業で従事する営農類型と異なる場合はこの限りでない。 ◆過去に補助事業を活用して農業研修を受けた者は、助成期間が短縮される場合がある。



問合せ先

担当部署	電話番号
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	0857-26-8337
農林水産部 農業振興監 経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

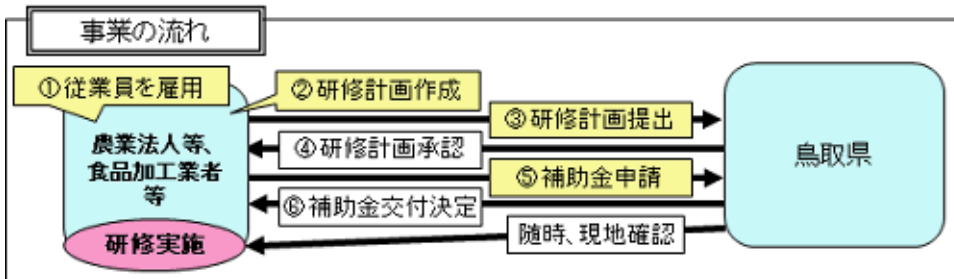
名称	農の雇用ステップアップ支援事業【農業コラボ研修事業】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業法人等、食品加工業者等
施策概要	農業単独では通年雇用が困難な経営体が他産業と連携して通年雇用を行う場合に、新しく雇用した従業員への研修経費を助成

●支援内容 ※令和4年度採択から支援内容を見直し。令和3年度以前採択者は従前の単価・要件に従う。

補助率	県10/10
補助上限額	実践研修に要する経費（1年目）：10万円/月（2年目）：5万円/月 ※1年目に限り、上限額の内数で人材育成や労務管理にかかる指導者研修費も対象とする。
助成期間	1年間（引き続き研修が必要と認められる場合には最大2年間） ※農業分野での研修期間が6か月以上であること（農業分野以外の研修期間は助成対象外）

●主な要件

受入する経営体 (研修実施主体)	<ul style="list-style-type: none"> 他産業との連携により通年の雇用が可能で、研修終了後も研修生を継続雇用すること。 新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険（法人の場合は厚生年金、健康保険を含む）に加入させること。 新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。 雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。 食品加工業者の場合、事業所又は採用部門で正規雇用者数が純増となるとともに、研修を行う加工食品が鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件を満たすこと。
新たな従業員 (研修生)	<ul style="list-style-type: none"> 就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住者。 新たに農業法人、食品加工業者等に採用された者で、研修開始時点で採用から4か月以上12か月未満であること。 正社員採用時の年齢が65歳未満であること。 過去の農業就業期間（アルバイト、研修等を含む）が5年未満等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。

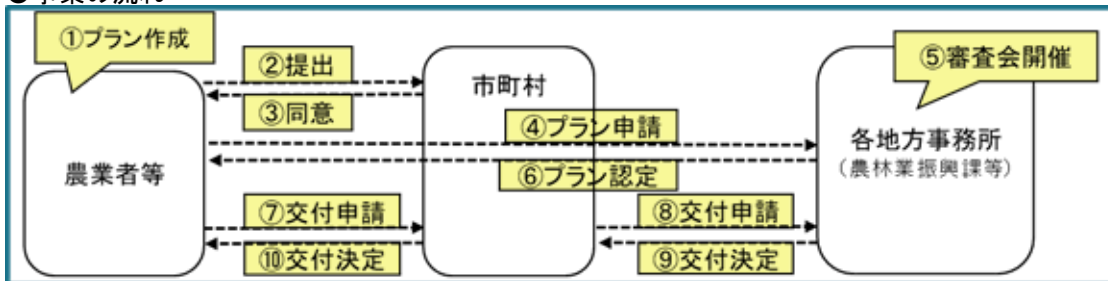


問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部 農業振興監 経営支援課	0857-26-7261
	農林水産部 東部農林事務所 農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部 東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所 農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所 農林局農林業振興課	0859-31-9653
	西部総合事務所 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003
関連サイト		

名称	みんなでやらいや農業支援事業(がんばる農家プラン事業)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者、農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)
施策概要	<p>農業者等が作成したプラン(営農計画)の達成のために行う取り組みに必要な経費を支援します(他の補助事業で対応できるものは除く)。</p> <p>※研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト) ※生産拡大などに必要な施設、機械設備の経費(ハード) ※農業(畜産(豚・鶏)含む)、特用林産物に関する経費を対象とし、水産の生産経費は対象外</p>

プランの内容	<p>以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の取組であること ・社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業関係所得相当額が基本構想の所得並であること ・雇用増につながる取組であること ・省エネルギー対策に係る取組であること <p>(主業農家の取組であり、エネルギー消費量10%以上の削減)</p> <p>・2回目以降プランに取り組む場合、前回プランの目標を達成し、以下①から③のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①販売額、経営規模20%拡大(中山間地は10%拡大) ②雇用者2名以上の増 ③付加価値額(収入-経費+人件費)を10%拡大
補助金額・補助率	<p>【補助率】事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6)</p> <p>【単年度補助上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者(個人)3,000千円 農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)7,000千円

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/193798.htm
--------------	---

名称

スマート農業社会実装加速化総合支援事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社

施策概要

高齢化等による担い手の減少が進む中、持続可能な農業を実現するためには、省力化技術の開発・導入が喫緊の課題となっている。これまでの実証で得られた成果を横展開で広め、普及性の高いスマート農業技術の推進を図るとともに、人材育成と個別課題のモデル実証を図っていく。

1 実装加速化支援

事業内容	スマート農業の実践に必要な農業用機械等の導入に係る経費を支援する。
主な要件	○実施主体 認定農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社 ○主な要件 生産管理システム(スマートフォン、PC等で操作可能で、圃場管理や環境測定機能を有するもの)を導入すること
補助金額・補助率	【補助率】 事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6) 【県補助上限額】 個人300万円、任意組織・法人等700万円 (共同利用をする場合は個人600万円、任意組織・法人等1,400万円)

2 ドローン講習支援

事業内容	農業に用いるドローンの操作講習に係る経費を支援する。(1実施主体あたり2名を限度とする)
主な要件	○実施主体 認定農業者、集落営農組織(構成員及び従業員を含む)
補助金額・補助率	【補助率】 事業費の1/2を補助する(県費のみ) 【県補助上限額】 1人あたり15万円

※1～3事業の活用は、1実施主体につき1回限りとする。

3 スマート農業人材育成

事業内容	農業者、農業大学校学生及びJA等職員等を対象にした研修会を開催し、技術向上を図るとともに、スマート農業技術を駆使できる人材を育成する。
主な要件	○実施主体 県

4 地域版スマート農業実証

事業内容	スマート農業機械の開発メーカーや生産組織等で構成されるグループ等が取り組む、スマート農業機械等を活用した生産モデル実証の取組を支援する。 例：(1)ラッキョウ等のドローン防除技術の実証 (2)果樹園における病害防除管理システムのモデル検証 等
主な要件	○実施主体 JA、生産組織等(生産者、メーカー等をメンバーとしたグループ)
補助率	【補助率】 事業費の1/2を補助する(県費のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農林水産政策課	0857-26-7256
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称	農地利用効率化等支援事業(農地利用効率化等支援交付金)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	【融資主体補助型】: 目標地図に位置付けられた経営体、 人・農地プランに位置付けられた経営体等 【条件不利地域型】: 農業者等が組織する団体(集落営農組織、農業生産法人等)等
施策概要	目標地図又は人・農地プランに位置付けられた地域の経営体等が行う機械等の整備、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う共同利用施設・機械等の整備に係る経費を助成し、担い手・集落営農組織等の経営発展を支援する。

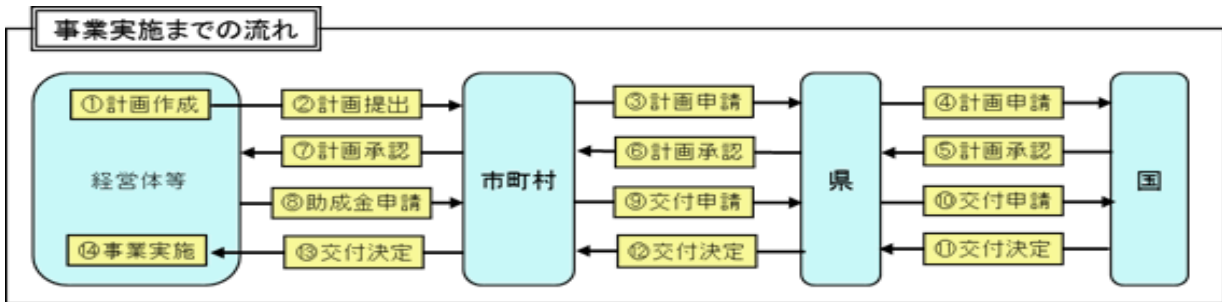
○支援内容

1. 融資主体型補助事業

事業内容	金融機関から融資を受けて、農産物の生産その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等を整備する場合の融資残額に対して助成する。
補助対象	農業用機械施設等の導入
補助率、上限額	補助率: 3/10又は融資額、事業費から融資額及び地方公共団体の助成額を控除した金額のいずれか低い額(国費のみ) 補助金上限: (1)先進的農業経営確立支援タイプ 法人15,000千円、個人10,000千円 (2)地域担い手育成支援タイプ 3,000千円 ※目標地図に位置付けられた経営体で一定の基準を満たす場合は6,000千円
主な要件	(1)事業内容の経費について、融資を受けるものであること (2)事業の整備内容ごとに50万円以上であること

2. 条件不利地域補助事業

事業内容	農地条件等が不利な地域で経営発展を目指す経営体の共同利用施設、機械等を助成。
補助対象	農業用機械施設等の導入、簡易な基盤整備
補助率、上限額	1/2又は1/3(国費のみ) 補助上限 40,000千円
主な要件	農業者等が組織する団体(集落営農組織、農業生産法人等)等であること



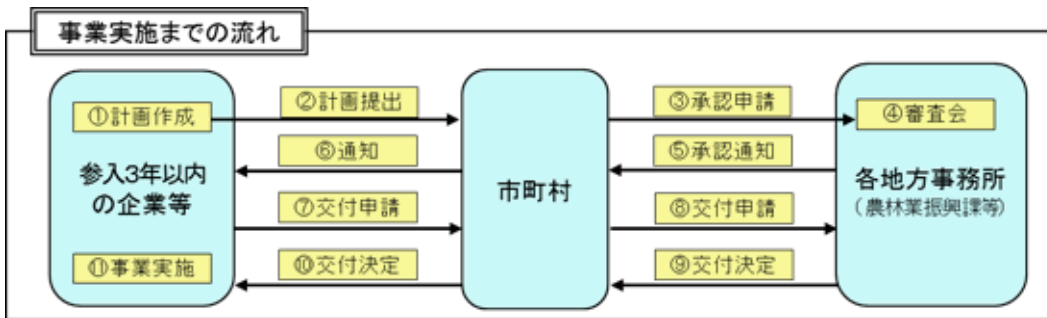
問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7269
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
	※上記の内容については今後変更の可能性があります。	

関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/205153.htm
--------------	---

名称	企業等農業参入促進支援事業
施策対象	企業等
施策主体	鳥取県
対象者	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業
施策概要	農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、早期に経営安定して事業継続が図られ、本県の担い手として定着するため、農業参入準備及び参入初期の段階に必要な機械・施設の整備等を支援する。

○支援内容

対象者	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業
事業内容	農業経営の開始又は推進のための機械・施設の整備又はリースに係る経費の支援
補助率、補助上限	・補助率:1/3以内(県1/3以内) 市町村は任意負担 ・補助上限:5,000千円
主な要件	(1) 農業又は関連事業に常時従事する職員を1名以上配置していること又は配置が確実と見込まれること (2) 農業部門及び関連事業を別部門会計としていること又は確実と見込まれること (3) 農業及びその関連事業を行うために必要な定款となっていること又はそれが確実と見込まれること (4) 過去2年間に重大な法令違反がないこと



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7269
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/64643.htm
--------------	---

名称 機構集積協力金交付事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 下記参照

施策概要 農地中間管理機構(以下、「機構」という。)に対し、農地を貸し付けた地域及び農業者等を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を推進する。

○支援内容

1 地域集積協力金交付事業

- (1)交付対象地域…一定区域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付ける等、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域
 (2)交付要件…交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること等

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
機構の活用率(累積)	一般地域	20%超40%以下	40%超70%以下	70%超80%以下	80%超	—
	中山間地域	4%超15%以下	15%超30%以下	30%超50%以下	50%超80%以下	80%超
交付単価		1.0万円/10a	1.6万円/10a	2.2万円/10a	2.8万円/10a	3.4万円/10a

- 注1 機構への貸付期間が6年未満の農地は交付対象外(機構の活用率の算定には加える)
 注2 前回交付を受けた交付単価区分より上の区分で取り組む場合に対象とする
 注3 「機構の活用率(累積)」=機構への貸付総面積÷「地域」の農地面積
 注4 交付対象面積=対象期間内の貸付面積-再貸付等面積-貸付期間6年未満の農地面積
 ※対象期間:事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末

2 集約化奨励金

- (1)交付対象面積…対象期間内の機構からの転貸面積のうち、新たに団地化した面積
 (2)交付要件…次のいずれかを満たすこと
- 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地及び樹園地については50a以上)の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること
 - 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること
 - 既に同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、同一の耕作者の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となることが確実と見込まれること

	区分1	区分2
地域の団地面積の割合	10ポイント以上増加	20ポイント以上増加
地域の1団地当たりの平均面積	—	1.5倍以上増加
交付単価	1.0万円/10a	3.0万円/10a

3 経営転換協力金

交付対象者	経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者
交付要件	農地を10年以上機構に貸し付けること・地域集積協力金と一体的に取り組むこと
交付単価	1.0万円/10a (上限額25万円/1戸)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業

施策対象

農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性

施策主体

鳥取県

対象者

- ・家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者等で構成する任意団体
- ・家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者

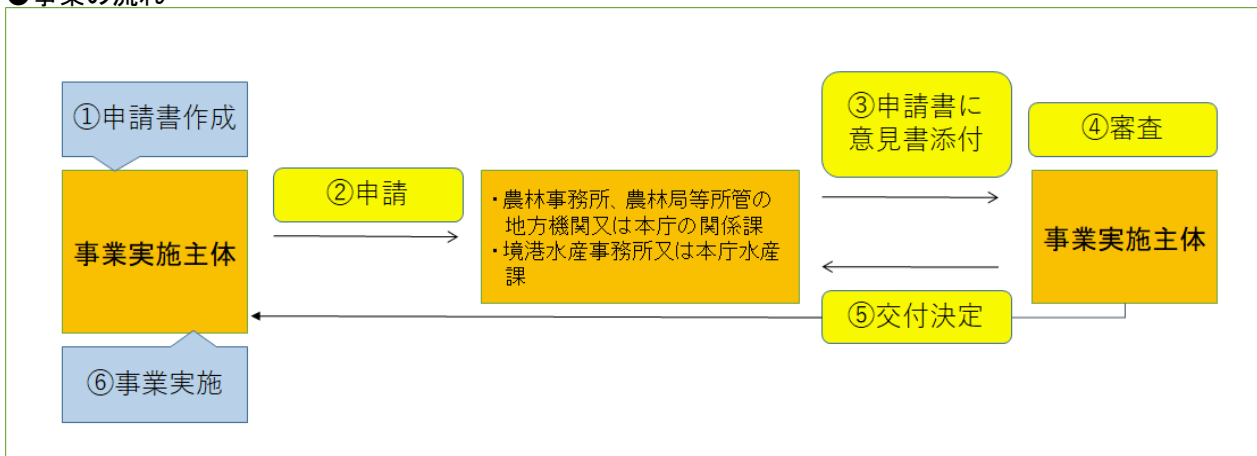
施策概要

農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や地域の農林水産業界を牽引する女性リーダー育成に関する取組等を支援し、女性活躍の一層の推進を図ります。

●支援の内容

区分	内容	補助率・上限額
農業女子ネットワーク取組支援	県内の農業女子を対象としたメンバーで構成する団体が取り組む働き方改革等に向けた主体的な活動を支援。	補助率: 1/2 上限額: 300千円
女性の経営参画などの働き方改革に資する取組支援	家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者が主体的に行う働き方改革に向けた取組を支援。 【個人】 〈補助対象経費〉 資質向上・スキルアップを目指して実施する取組 ・受験料、受講料、教材費 ・受講又は受験に伴い県外に旅行する場合には交通費(公共交通機関を利用する場合に限る。)及び宿泊費(1泊9,800円上限)	補助率: 1/2 上限額: 150千円/1人
緊急就労環境整備の応援に関する取組支援	新型コロナウイルス感染防止と女性が働きやすい就労環境を目指す取組を支援 【事業実施主体】 家族経営協定を締結もしくは今後締結予定の農業者(法人は含まない)で、常時3名以上雇用し、半数以上を女性を占めること(ただし、農作業期間のうち、過半を超える期間を雇用すること) 〈補助対象経費〉 ・更衣室、休憩室(空気清浄機等)、シャワー室、トイレ等の整備・改修	補助率: 1/2 上限額: 500千円

●事業の流れ



●募集期間等

令和4年4月4日～令和5年2月末日まで、随時受け付け

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7327

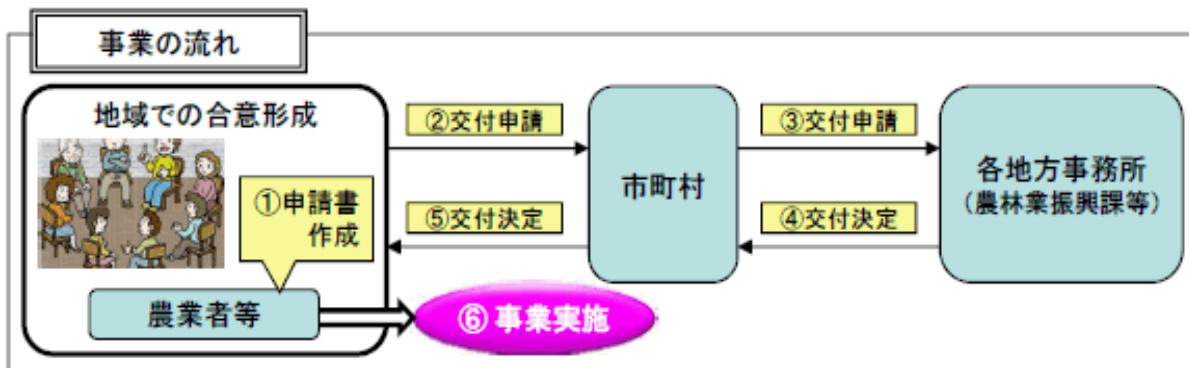
関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/250720.htm>

名称	中山間地域を支える水田農業支援事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	人・農地プランの中心経営体に位置づけられている個人農業者(概ね3名以内の共同体含む) ※認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員、認定新規就農者は除く
施策概要	水田農業の維持・発展に必要な農業用機械(軽トラック等の汎用性がある車両を除く。)の導入等に必要経費を支援する※土地基盤の整備に関するものは除く

○支援内容

主な要件	<p>○以下すべての項目を満たすこと</p> <p>(1) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること</p> <p>(2) 集落営農組織化又は認定農業者を目指した事業活用であること</p> <p>(3) 目標年の農業経営を行う水田面積が概ね2.5ha以上、又は、経営集積率が25%以上であること</p> <p>(4) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田の目標面積が、特定高性能農業機械導入時は、特定高性能農業機械導入計画書の利用下限を概ね満たすよう努め、その他の機械導入時は、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること</p>
補助金額・補助率	<p>【補助率】 事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6)</p> <p>【県補助上限額】 2,000千円</p>



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト	
--------------	--

名称 集落営農体制強化支援事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 集落営農組織、市町村

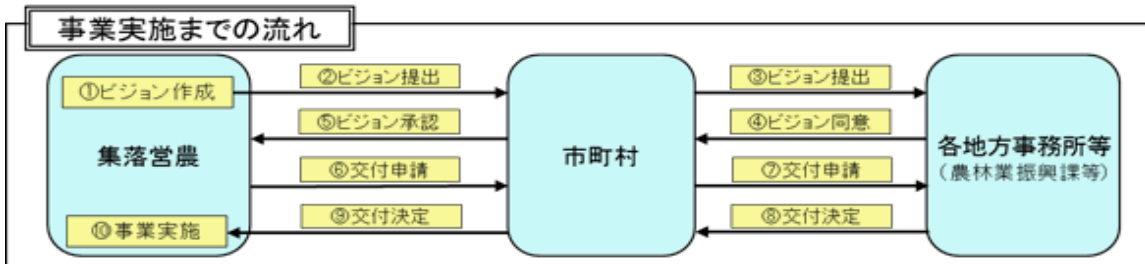
施策概要 中小規模の農家が共同で営農する集落営農に対して、営農の維持・発展に必要な機械施設等の整備などの支援を行います。

●支援内容

区分	支援内容等
人材確保型支援	事業実施主体:集落営農組織、支援内容(イ)は中山間地域の集落営農組織 支援内容:(ア)オペレーター等の人材育成研修及び免許取得に要する経費 ※(ア)は必須の取組み (イ)畦畔管理を省力化する農業用機械及びグランドカバープランツの導入に必要な経費 (ウ)園芸品目の試作等取組支援 (エ)農作業体験活動等のイベント開催費 補助率:1/2(県1/3、市町村1/6) 但し、(イ)のうち急傾斜地(田:1/20以上、畑・草地・採草放牧地:15°以上)を含む集落営農組織の補助率は3/5(県2/5、市町村1/5) 上限額:(ア)200千円/組織 (イ)2,200千円/組織、急傾斜地を含む組織2,600千円/組織 (ウ)200千円/組織、(エ)100千円/組織
規模拡大・発展型支援	事業実施主体:集落営農組織 支援内容: (ア)農業用機械及び附帯施設の導入に要する経費(機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く) (イ)組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費 補助率:1/2(県1/3、市町村1/6) 上限額:(1)小規模組織(経営面積20ha未満):7,000千円 (2)大規模組織(経営面積20ha以上):12,000千円

●主な要件

- ・集落営農の規約を締結する(している)こと
- ・「集落営農ビジョン」の策定において、人材確保型は人材育成に係る目標を定め、規模拡大・発展型は地区内の水田(担い手が集積している水田を除く。)の過半を集積する目標を定めること
- ・人・農地プラン又は地域計画に、位置付けられている又は位置付けられることが確実であること



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=74438>

名称	新たな水田農業の収益性向上対策事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	地域農業再生協議会等
施策概要	令和4年産主食用米の需要緩和を受ける中で、主食用米以外の農産物の生産拡大を推進し、新たな水田農業の収益性向上を図るため、地域や担い手の飼料用米等の生産拡大に向けた取組を支援する。

【支援内容】

①大豆等産地生産性向上支援事業

ア 団地化推進

- ・大豆等の団地化や担い手等への農地集積に向けた水田農業高収益化推進計画の作成等を支援（産地の合意形成に必要な会議、研修会等の開催、先進地の視察等に係る経費を支援）

- ・補助率：定額

イ 生産技術向上支援

- ・大豆等の生産に係る課題解決に向け、営農技術を導入する取組に対し定額支援
- ・補助率：定額（上限額10,000円/10a（導入技術によって単価設定が異なります））

②飼料用米の生産拡大推進事業

- ・飼料用米への作付転換推進として、令和4年産からの拡大面積に応じて交付金を交付
- ・交付単価：5,000円/10a

※別途、同額が国から対象者に対して直接交付されます。

【補助金額・補助率等】

補助率：事業費の1/2以内、定額

<事業の流れ>



問合せ先	担当部署		電話
	各市町村地域農業再生協議会		
	農林水産部農業振興監生産振興課		0857-26-7280
	中国四国農政局鳥取支局		0857-22-3256

関連サイト	
--------------	--

名称 経営所得安定対策等

施策対象 農業者等

施策主体 国直接

対象者

・販売目的で生産(耕作)する農業者(法人含む)、集落営農組織
 ・①ゲタ対策、②ナラシ対策については、認定農業者、集落営農組織及び認定新規就農者が対象
 ※交付金ごとに定められた要件を満たすこと

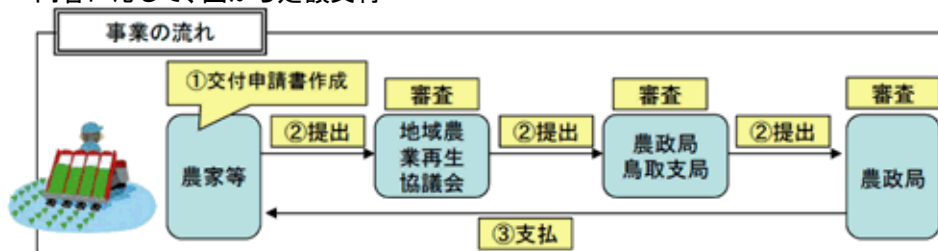
施策概要

栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付する。
 ①畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
 ②米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
 ③水田活用の直接支払交付金

○支援内容

【補助金額・補助率等】

内容に応じて、国から定額交付



問合せ先

担当部署	電話
各市町村地域農業再生協議会	
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7280
中国四国農政局鳥取支局	0857-22-3256

関連サイト

名称

星空舞ブランド化加速事業

施策対象

JA全農とっとり、県内JA、県内米卸業者

施策主体

鳥取県

対象者

全国農業協同組合連合会鳥取県本部、農業協同組合、米卸業者
(原則として県内に事業所を持つ事業者)

施策概要

「星空舞」のブランド化を推進するため、認知度向上や販路開拓対策等の取組に対して支援を行う。

◎補助事業の内容

補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助 限度額
「星空舞」 ブランド化 推進事業	全国農業協同組合 連合会鳥取県本部	「星空舞」のブランド化推進のためのPR、 販路拡大対策、コンテスト出品等の取組に 要する経費	1/2	— (予算の範 囲内)
	農業協同組合	「星空舞」の販売促進及び学校給食での提 供に要する経費 ただし、事業実施主体の人件費及び食糧費 については対象としない		500千円
	県内の米卸業者、 飲食店、食品加工 事業者等等	星空舞及び星空舞関連商品の販売促 進等に要する経費を助成		100千円

問合せ先

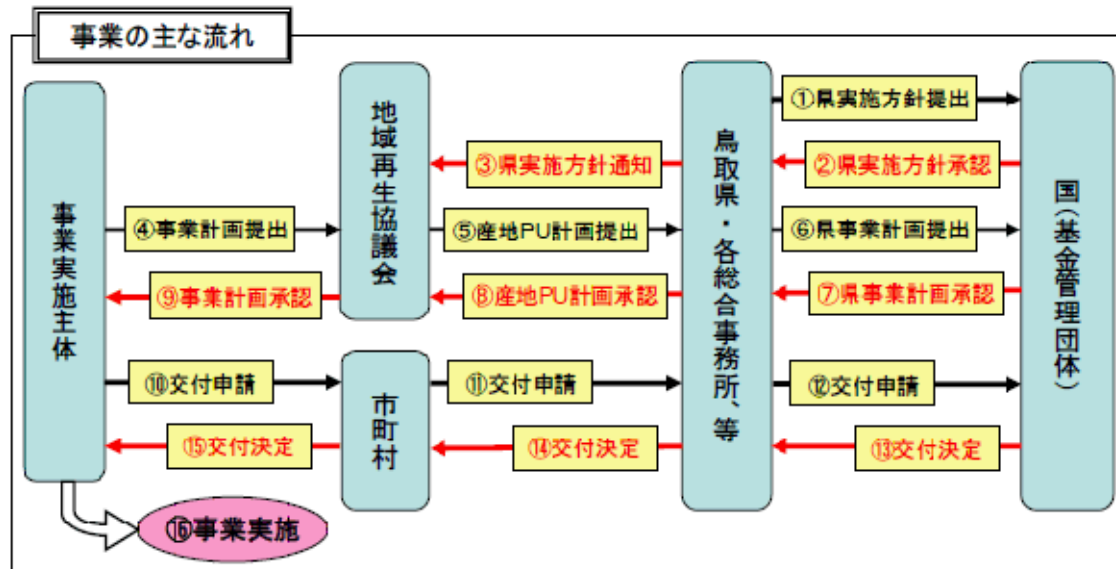
担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

関連サイト

名称	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者、農業者の組織する団体(JA)等
施策概要	本県農業の活力増進のため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を推進し、高収益な野菜・花き・果樹等のハウス栽培品目の生産振興を図ることにより、施設園芸品目等を緊急的に生産拡大する。

○支援内容

補助対象	産地生産基盤パワーアップ事業の要件を満たすこと 県、市町村の地域再生協議会が指定する園芸品目を栽培すること
補助率、上限額	2/3(国費1/3程度(資材費1/2)、県費2/9程度、市町村費1/9程度) 補助率が2/3となるように、国負担分以外を県と市町村が2:1の負担割合で嵩上げ ※間接補助対象経費に限度額を設けています ※限度額にはオプション(ツマ窓、裏面ドア両開き、防虫ネット、地際防錆処理)経費を含む



※(国)「産地生産基盤パワーアップ事業」の内容に準じて実施する。

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

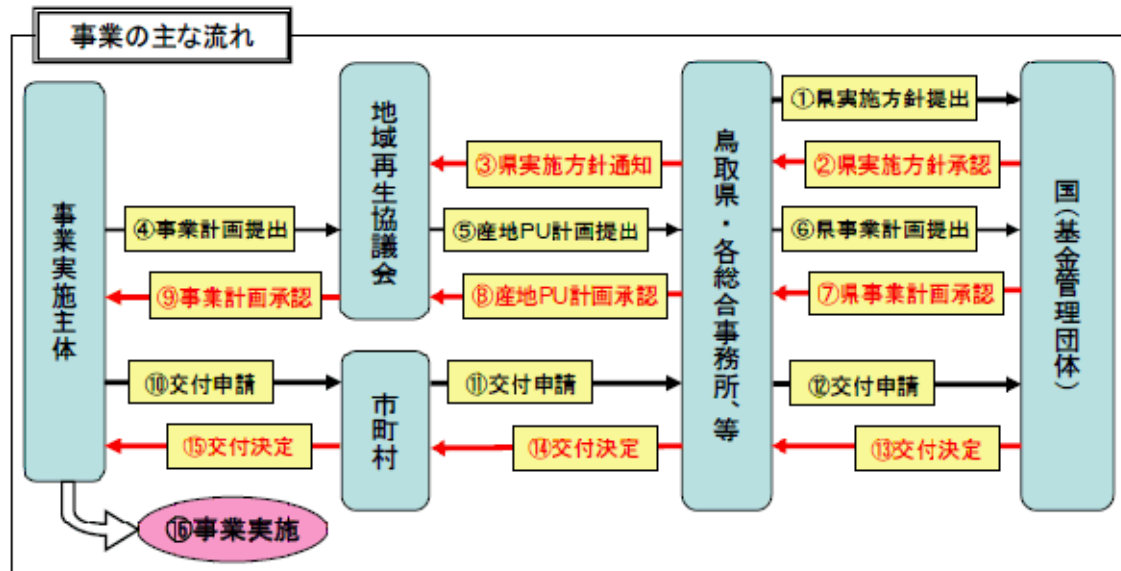
名称	鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者、農業者の組織する団体(JA)等
施策概要	農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに対応した生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組に対し、ソフト・ハードを一体的に支援。

○支援内容
①整備事業

支援内容	野菜、果樹、水稻等の施設整備に要する経費の一部を助成。
補助率	1/2以内(国費のみ)

②生産支援事業

支援内容	野菜、花き、果樹等の農業機械等のリース導入、生産資材導入に要する経費の一部を助成。
補助率	(1)リース方式による農業機械等の導入 本体価格の1/2以内(国費のみ) (2)生産資材の導入等 1/2以内(国費のみ)



※(国)「産地生産基盤パワーアップ事業」の内容に準じて実施する。

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称

園芸産地活力増進事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

- ① 発展・成長タイプ: JA、JA生産部(広域)、全農
- ② 新たな特産物育成タイプ: 生産組織、農業法人、市町村公社、広域生産組織、JA等
- ③ 軽労化支援タイプ: 生産組織、農業法人、市町村公社、JA等
- ④ 新技術導入モデル支援タイプ: 生産組織、農業法人、JA、大学等
- ⑤ 新規病害虫等防除技術実証タイプ: 農業者、法人、生産組織、JA等

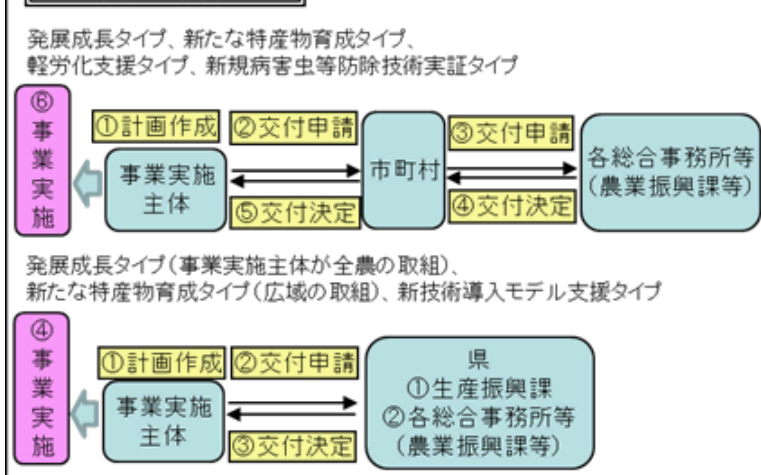
施策概要

「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」の達成に向け、本県農業の強みである園芸品目等のさらなる生産振興を図るため、産地強化や特産物の育成、新技術のモデル的取組を支援し園芸産地の活力増進を図る。

○支援内容

	支援内容	補助率
① 発展・成長タイプ	主要園芸品目に係る農作業用共同機械、簡易な出荷調整機械、集出荷施設の改良等、主力産地づくりに必要な経費等 ※産地の発展構想を明らかにした、産地強化計画を提出	1/2(県費1/3、市町村費1/6)
② 新たな特産物育成タイプ	野菜・花き・果樹の生産体制づくり、販売を目的とした特産物の育成に必要な経費、生産に必要な機械・施設の整備(リース含む)、新技術や新品種の試作、農作業受委託の新たな仕組みづくりに必要な経費、農産加工品等の試作に要する経費、加工・業務用野菜の推進に要する経費等	1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※広域の取組は県1/3、市町村任意 ※生産組織は2戸以上の販売農家。 【補助上限】2,500千円/事業実施主体(2年間)
③ 軽労化支援タイプ	軽労化や効率化による作業性の改善に要する経費(無動力アシストスーツ等)	補助率: 新たな特産物育成タイプと同様 【補助上限】1,000千円/事業実施主体
④ 新技術導入モデル支援タイプ	とっとり農業イノベーション連絡協議会等において提案、開発された新技術のモデル的取組に要する経費等	10/10(県費のみ) 【補助上限】500千円/事業実施主体
⑤ 新規病害虫等防除技術実証タイプ	薬剤代、被覆資材費、機械、器具、業務委託料等、新規病害虫等防除技術実証に要する経費	1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※複数市町村にまたがる取組は市町村任意 【補助上限】86千円/10a(土壌消毒の場合)

事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称

戦略的園芸品目(イチゴ「とっておき」)総合対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

(1)産地強化支援:生産組織、(2)生産・技術向上支援:JA、農業者、法人等、(3)販売促進・消費拡大支援(①PR支援、②販売促進活動支援):①生産組織、②生産組織、JA、農業者、法人等、(4)産地規模拡大支援:生産組織、JA、農業者、法人等

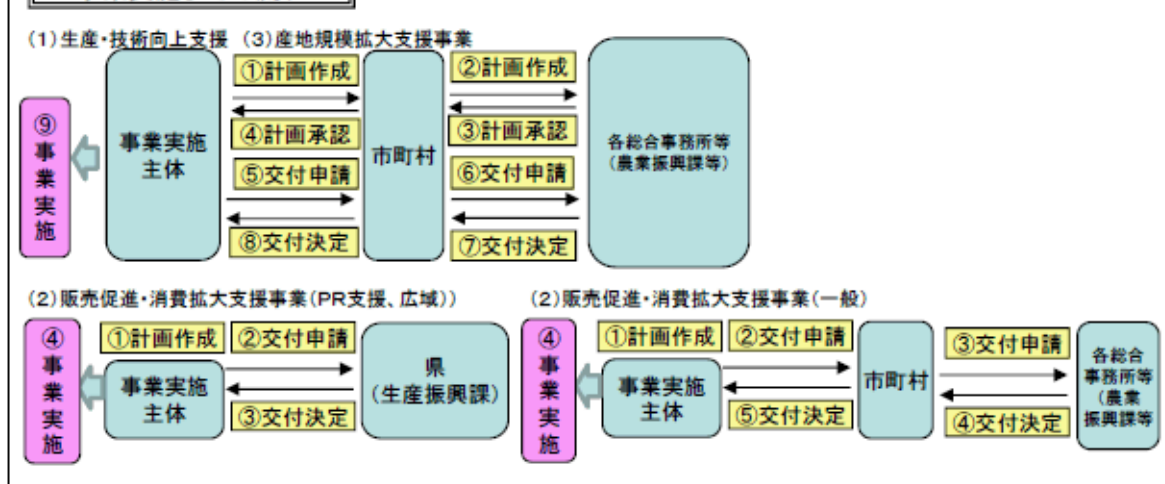
施策概要

県育成のオリジナルイチゴ新品種「とっておき」の普及、振興を目的に、生産者等のネットワークづくり、単収・品質の向上、販売促進及び生産基盤強化に必要な機械、施設等の整備を推進し、県内全域での産地づくりを図る。

○支援内容

細事業名	支援内容	補助率
(1)生産・技術向上支援事業	①単収向上、品質向上に係る機械、資材の導入支援	1/2(県1/3、市町村1/6) ※広域取組の場合県1/3、又は市町村負担任意 <補助上限>350千円/事業主体
(2)販売促進・消費拡大支援事業	①販売促進活動支援(商談会出展等に係る出展料、旅費、郵送費等「とっておき」PR活動等)	2/3(県1/2、市町村1/6) ※広域取組の場合県1/2、又は市町村負担任意 <補助上限>150千円/事業主体
(3)産地規模拡大支援事業	①低コストハウス・高設システム等の導入支援	1/2(県1/3、市町村1/6) ※広域取組の場合県1/3、又は市町村負担任意 <補助上限>
	②種苗供給体制の構築実証、育苗環境整備支援(育苗受託者によるハウスやベンチ等の導入)	①4,000千円 ②2,100千円/事業主体

事業実施までの流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称

鳥取の花・芝生産振興対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

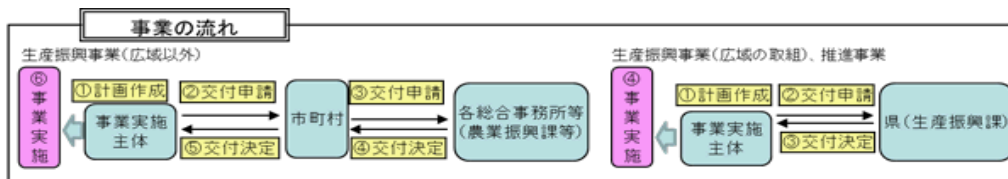
- 1 生産振興事業
 - ①<花> 県産重要品目重点支援
 - シンテツポウユリ産地の活性化:生産組織、JA等
 - ストック等産地の強化:農業者、生産組織、法人、JA等
 - ②<芝> 高付加価値新品種の普及加速化対策:生産組織、法人等
- 2 推進事業
 - ③<花> 推進活動支援:鳥取県花き振興協議会
 - ④<花> 協議会支援:鳥取県花き振興協議会
 - ⑤<芝> 芝王国とっどりの活動支援
 - イベント開催、人材確保支援:鳥取県芝生産指導者連絡協議会等
 - 鳥取の花PR支援:生産組織、法人、鳥取県芝生産指導者連絡協議会等

施策概要

本県の強みである切り花等の花き品目において、農業者等が行う生産拡大等を支援するとともに、生産者、市場・小売業者、JA等の関係団体で組織する鳥取県花き振興協議会の活動を支援し、県内花き産業の活性化を図る。また、全国2位の産地である芝について、規模拡大等の支援により産地強化を図るとともに、業界全体として芝をPRすることにより、芝産業の振興を図る。

○支援内容

1 生産振興事業	支援内容	補助率
<花>		
①県産重要品目生産支援	○シンテツポウユリ産地の活性化:転換品種の導入支援 ○ストック等産地の強化:調製作業機械等の導入、開花調整機器等の整備	1/2(県1/3、市町村1/6) ※複数市町村にまたがる取組の場合は1/3(県費のみ)
<芝>		
②高付加価値新品種の普及加速化対策	○耕作放棄地を活用した規模拡大	1/2(県1/3、市町村1/6) ※複数市町村にまたがる取組の場合は1/3(県費のみ)
2 推進事業		
<花>		
③推進活動支援	○花き消費啓発活動:先進事例調査、消費拡大活動	1/2(県費のみ)
④協議会支援	○協議会活動支援:イベント開催、花育活動推進	1/2または10/10(県費のみ)
<芝>		
⑤芝王国とっどりの活動支援	○PRイベント開催支援:芝王国とっどりPRイベントの開催 ○人材確保支援:県内中学生等を対象としたインターンシップの開催 ○鳥取の花PR支援:県内外での鳥取の花PR用のチラシ・ポスターの作成など、県産芝のブランド化を促進する取組の支援	委託 1/2(県費のみ) 【補助上限】200千円/事業実施主体



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称

ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

- 1 組織育成支援: 生産組織
- 2 生産技術向上・規模拡大支援: 生産組織、JA、全農、農業者等
- 3 基盤整備支援: 農業者、生産組織、JA等
- 4 連作障害対策、新技術導入支援: 農業者、生産組織、JA等

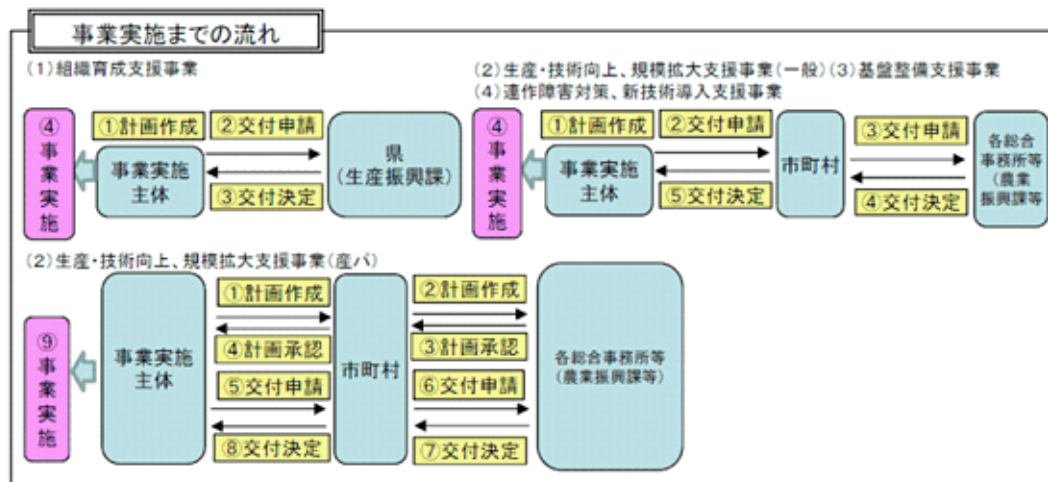
施策概要

県内初のブロッコリー広域共同選果場「野菜広域センター」の拠点整備を契機に、県中西部のブロッコリー産地の強化を図るため、推進組織となるブロッコリー生産者連絡協議会等の活動支援、省力化・効率化等に必要な機械導入、収量向上・品質安定のための基盤整備や輪作体系の確立などの取組を総合的に支援する。

○支援内容

	支援内容	補助率
①組織育成支援	ブロッコリー生産者連絡協議会(仮)の組織活動支援	1/2(県費のみ)
②生産技術向上・規模拡大支援	作業の省力・効率化、規模拡大に必要な機械・施設等、資材の導入支援(※) (1)(国)産地生産基盤パワーアップ事業対象の取組 (2)産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組	(1)1/2(国1/3程度、県1/9程度、市町村1/18程度) ※末端補助率1/2(国補助金が1/2に満たない場合、県・市町村で1/2になるよう上乘せ) (2)1/2(県費1/3、市町村費1/6)
③基盤整備支援	基盤整備、土壌改良等による優良農地の整備・確保支援 (1) 基盤整備(石礫除去・用水施設等) (2) 機械導入(※)	(1)市町村が負担する率と同率(上限県1/2) (2)1/2(国1/3程度、県1/9程度、市町村1/18程度) ※上記②(1)と同様
④連作障害対策、新技術導入支援	収量向上・品質安定のための実証・普及支援(輪作作物の導入、新技術導入等)	1/2(県費のみ) ※市町村任意負担

※(国)「産地生産基盤パワーアップ事業」の内容に準じて実施する。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称 指定野菜価格安定対策事業

施策対象 登録出荷団体と大規模生産者（以下、「登録出荷団体等」という）

施策主体 (独)農畜産業振興機構

対象者 登録出荷団体と大規模生産者

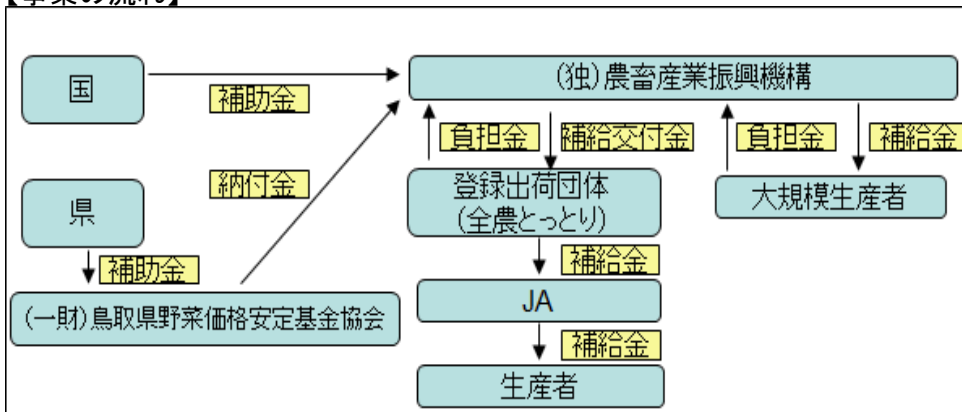
施策概要 天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業。

○支援内容

指定野菜（冬にんじん、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう、夏秋キャベツ、冬キャベツ）について、市場における単価があらかじめ定められた基準単価を下回った場合、下回った額に応じて補給金が交付。

資金造成負担割合	(調整野菜、一般指定野菜) 登録出荷団体等:20%、県:20%、国:60% (重要野菜) 登録出荷団体等:17.5%、県:17.5%、国:65%
主な要件	<作付面積> (登録出荷団体) ・葉茎菜類、根菜類 20ha以上 ・果菜類(夏秋もの)12ha以上 ・果菜類(冬春もの)8ha以上 (大規模生産者) ・2ha以上 <共同出荷量> ・総出荷量の2/3以上

【事業の流れ】



問合せ先

担当部署	電話
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	0857-32-8331
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272

関連サイト

名称

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

施策対象

共同出荷組織と相当規模生産者(以下、「共同出荷組織等」という)

施策主体

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会

対象者

共同出荷組織と相当規模生産者

施策概要

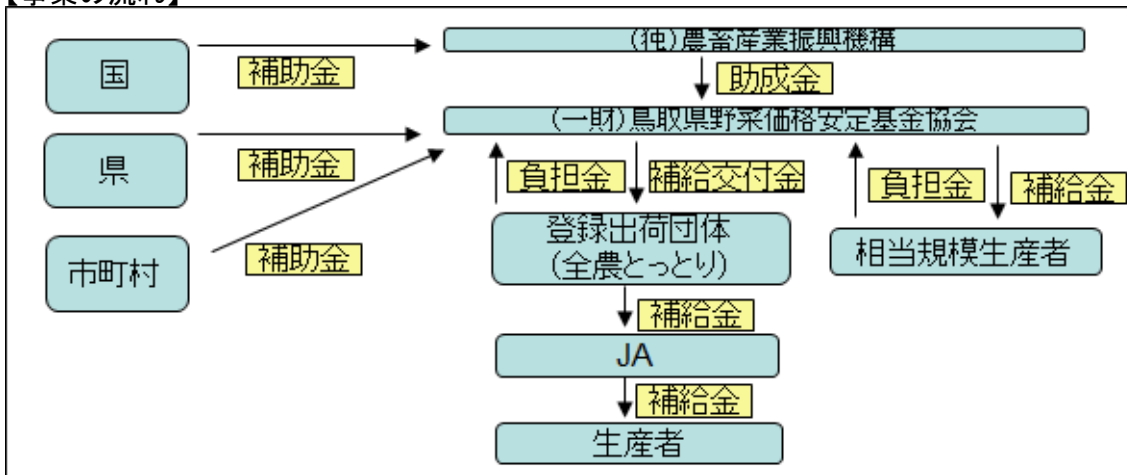
天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する。

○支援内容

特定野菜(ブロッコリー、スイートコーン、メロン、らっきょう、やまのいも、ちんげんさい、こまつな)と、指定野菜(夏ねぎ<白ねぎ>、夏ねぎ<青ねぎ>、秋冬ねぎ<青ねぎ>、夏秋トマト、夏秋ピーマン)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて補給金を交付。

資金造成負担割合	(重要特定野菜、指定野菜) 共同出荷組織等:7/40、県:10/40、市町村:3/40、(独)農畜産業振興機構:20/40 (重要特定野菜、指定野菜) 共同出荷組織等:7/40、県:10/40、市町村:3/40、(独)農畜産業振興機構:20/40 (重要特定野菜以外の特定野菜) 共同出荷組織等:7/30、県:10/30、市町村:3/30、(独)農畜産業振興機構:10/30	
主な要件	【特定野菜】 <作付面積> (登録出荷団体) ・一部軟弱野菜を除く野菜5ha以上 ・一部軟弱野菜3ha以上 (相当規模生産者) ・1.5ha以上 <共同出荷量> 総出荷量の2/3以上	【指定野菜】 <作付面積> (登録出荷団体) ・果菜類を除く野菜10ha以上 ・果菜類野菜3ha以上 (相当規模生産者) ・2.0ha以上 <共同出荷量> 総出荷量の1/2以上

【事業の流れ】



問合せ先

担当部署	電話番号
(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272

関連サイト

名称 鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業

施策対象 JA

施策主体 (一財)鳥取県野菜価格安定基金協会

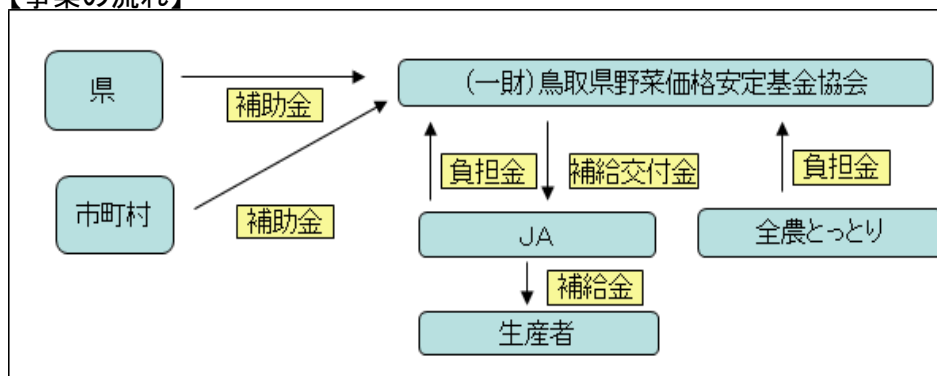
対象者 JA

施策概要 天候などの影響によって、供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する。

○支援内容
 ブランド野菜(夏秋だいこん、春ねぎ、アスパラガス、夏にんじん、夏ねぎ<白ねぎ>、春キャベツ、夏秋ピーマン、秋冬ブロッコリー、たまねぎ、夏秋きゅうり、夏秋トマト、かんしょ、秋冬はくさい)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて補給金を交付。

負担割合	JA:25%、全農とっとり10%、県:50%、市町村:15%
主な要件	(作付面積)露地野菜:3ha以上 施設野菜:1ha以上

【事業の流れ】



問合せ先

所 属	電 話
(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
農林水産部農業振興監生産振興課 園芸振興担当	0857-26-7272

関連サイト

名称 鳥取梨生産振興事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、産地計画の担い手、リース事業者、市町村、苗木業者、山林樹苗協同組合

施策概要

- ①気象災害に強い施設整備事業…機能向上した多目的防災網への掛け替え及び防風網の更新を支援
- ②「新甘泉等」特別対策事業…「二十世紀」「新甘泉」「王秋」の生産拡大を支援
- ③ジョイント栽培拡大事業…②以外の品種におけるジョイント栽培の取組を支援
- ④低コスト体制強化事業…共同利用機械、オペレータ体制整備によるコスト削減を支援

①気象災害に強い施設整備事業

補助対象経費	補助率	
機能向上した多目的防災網への掛け替えに係る経費	1/3	補助上限額200千円/10a
防風網の更新に係る経費	(県のみ)	補助上限額 90千円/10a

②「新甘泉等」特別対策事業 ③ジョイント栽培拡大事業

I：生産基盤整備対策

補助対象経費	「新甘泉等」特別対策事業※1	ジョイント栽培拡大事業※2
新植・全面改植及びその果樹棚・網掛け施設の整備、共同利用する王秋の土壌改良機械の導入に係る経費	2/3(県のみ)	1/2(県のみ)
ハウス施設整備(「二十世紀」に限る)	2/3(県のみ)※3	-
高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚・網掛け施設、かん水施設、園内道、防風施設、防霜施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械の導入に係る経費	1/2(県のみ)	1/3(県のみ)

- ※1:「二十世紀」はジョイント栽培又は袋掛け回数削減栽培を対象(「新甘泉」「王秋」は栽培方法を問わない)。「二十世紀」には、「二十世紀」以外に「早生二十世紀」、「おさ二十世紀」、「ゴールド二十世紀」、「おさゴールド」を含む。
 ※2:「二十世紀」「新甘泉」「王秋」以外の品種によるジョイント栽培を対象。
 ※3:地域のモデル園として設置し、研修園として活用すること。併せて「やらいや果樹園」に登録された園を対象。また、R6年度までは※1の条件を満たしていなくてもハウス整備が可能。

II：育成促進対策

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県1/2、市町村1/2)
新植、全面改植	200
間植え改植、高接ぎ一挙更新	106

III：高接ぎ奨励(「新甘泉」のみ)

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県のみ)
組織的取組への一律奨励金	一律100
高接ぎ一挙更新	50
高接ぎ順次更新	20

IV：育苗支援対策(ジョイント栽培用大苗育苗)

補助対象経費	補助率
育苗委託、育苗施設整備	2/3(県のみ)

④低コスト・体制強化事業

補助対象経費	補助率
作業受託する農業機械の購入費	1/3(県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称 鳥取柿ぶどう等生産振興事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、産地計画の担い手、リース事業者、市町村

施策概要

- ①「輝太郎」特別対策事業…早生柿ではトップクラスの品質を誇る「輝太郎」を全国ブランドとするための生産拡大を支援
- ②柿ぶどう等生産拡大事業…産地で振興する果樹の品目・品種の生産拡大を支援
- ③気象災害に強い施設整備事業…防風網の更新を支援
- ④低コスト体制強化事業…共同利用機械、オペレータ体制整備によるコスト削減や廃園化防止の取組を支援

①「輝太郎」特別対策事業、②柿ぶどう等生産拡大事業

I：生産基盤整備対策

補助対象経費	補助率	
	「輝太郎」特別対策事業	柿ぶどう等生産拡大事業
新植、間植え改植、全面改植に係る経費	1/2(県のみ)※1	1/2(県のみ)
高接ぎ、間植え改植、果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、防霜施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械の導入に係る経費	1/2(県のみ)※2	1/3(県のみ)※3

※1: 廃園対策として実施する場合は2/3

※2: 廃園対策による果樹棚の整備は2/3

※3: 新植、全面改植(ぶどうにあっては2年後には品種転換が見込まれる間植え改植を含む)による果樹棚及びぶどう用ハウスの整備は1/2

II：育成促進対策

補助対象経費	奨励金(円/10a) (県1/2、市町村1/2)		
	かき	ぶどう	もも
新植、全面改植	48,000	94,000	47,000
間植え改植	24,000	47,000	24,000
高接ぎ一挙更新	48,000	47,000	47,000

※新改植には5年間分(ぶどうのみ3年間分)、高接ぎ一挙更新には3年間分の育成経費相当額の奨励金を、植栽または高接ぎした年度に一括交付

③気象災害に強い施設整備事業

補助対象経費	補助率
防風網の更新に係る経費を補助	1/3(県のみ)、補助上限額90千円/10a

④低コスト・体制強化事業

補助対象経費	補助率
共同利用、作業受託する農業機械の購入費を補助	1/3(県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称	戦略的スーパー園芸団地整備事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業協同組合、生産組織、市町村
施策概要	「新甘泉」等を主体とした果樹団地を戦略的に整備して産地活性化の拠点とし、新規就農者や定年退職者等の担い手の参入を促すため、生産施設の整備や新規就農者等への参入後の支援を一体的に行う。

I : 生産基盤整備対策

「新甘泉」「二十世紀」「王秋」(※)の植栽、果樹園整備を支援

補助対象経費	補助率
新植または全面改植、果樹棚・網掛け施設、かん水施設、排水施設、園内道等の整備に係る経費	3/4(県のみ)

※新規就農者等は品種を問わない

II : 育成促進対策

新規就農者等が入植する場合、新改植に対し育成経費相当額の奨励金(※)を定額交付

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県1/2、市町村1/2)
ジョイント栽培の場合	600
ジョイント栽培以外の場合	340

※5年間分の育成経費相当額を植栽した年度に一括して交付

III : 借地料支援

新規就農者等が入植する場合に支払う借地料(※)の一部を支援

補助対象経費	補助率	
借地料	2/3(県1/3、市町村1/3)	補助上限額37千円/10a

※育成開始から5年間支援

IV : 参入者募集支援

補助対象経費	補助率	
果樹団地に入植する新規就農者等の確保に係る経費(募集パンフレットの作成、研修会に係る経費等)	2/3(県1/2、市町村1/6)	補助上限額: 600千円/ 事業実施主体

問合せ先	担当部署	電話
	農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7414
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636
--------------	---

名称 農業経営安定資金利子助成事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 鳥取県農業協同組合中央会

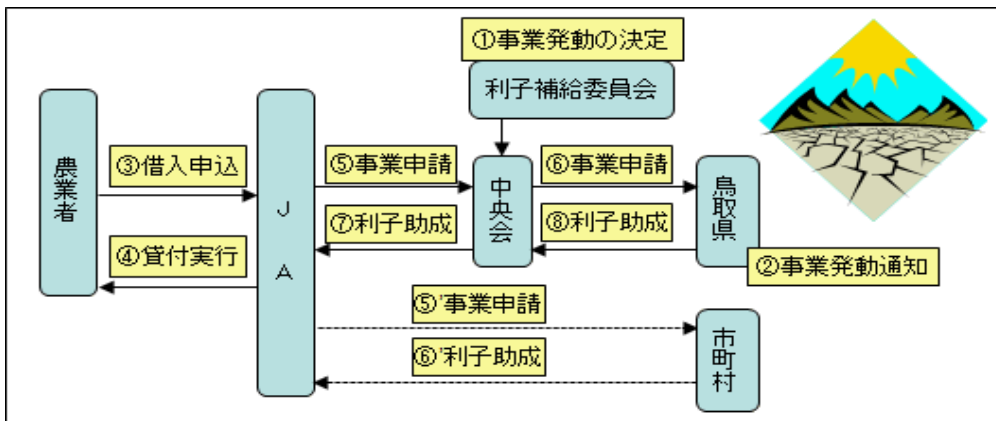
施策概要 災害、市場価格低落及び原油価格高騰により次年度の再生産に必要な資金として、農業者が借り入れた資金の利子負担を軽減して、当該農業者の経営安定と生産意欲の高揚を図る。

○支援内容

主な内容	災害、市場価格低落又は原油価格高騰時にJA等が貸し出す経営安定資金の利子を助成する。		
補助率	10/10(県1/3、JA2/3) ※ただし、JAと市町村の協議により、市町村が負担を了承した場合、その負担率に応じてJAの負担率を少なくする。		
発動要件	①災害時対応	②価格低落時対応	③原油価格高騰時対応
	気象災害等により収量が減少した場合(原則として、公庫資金等を優先)	出荷期間中に平均価格が過去5年の市場平均価格等を下回る場合	原油価格の高騰により生産資材の調達が困難となった場合

対象品目	園芸品目(果樹、野菜、花き類)、茶、主食用米、水田転換品目(大豆、麦、そば)等
利子補給期間	3年以内、末端金利0%
融資基準額	各品目において再生産に要する額の8割相当額 原油価格高騰においては、1戸あたり100万円が上限
融資機関	各JAまたはJA鳥取信連
融資対象	・公庫資金等が発動するまでのつなぎ融資が必要な場合 ・原則として公庫資金等の対象とならない農家、またはその上限を超えて融資が必要な場合
特記事項	適用災害や品目等の融資基準、融資時期は利子補給運営委員会でその都度決定。

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272

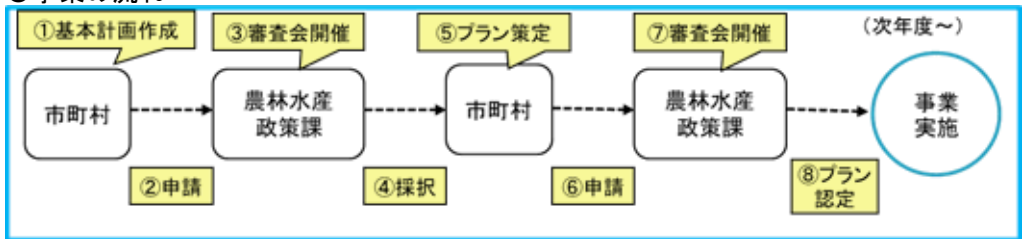
関連サイト

名称	みんなでやらいや農業支援事業(がんばる地域プラン事業)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	市町村、農業協同組合、任意組織、市町村農業公社、社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人(第三セクター)
施策概要	<p>策定したプランの実現に向けた取組みに必要な経費を支援する。</p> <p>※担い手育成など地域活性化に向けた研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト) ※農業生産の拡大や農地維持などの地域活性化に必要な施設、機械整備の経費(ハード) ※農業、特用林産物に関する経費を対象とし、畜産(耕畜連携に関するものは対象)、水産の生産経費は対象外。</p>

○支援内容

主な要件	<p>①市町村がプランの方向性をまとめた基本計画を作成し、県が採択していること。</p> <p>②市町村を中心に地域の関係者による話し合いを行い、農業活性化に主眼をおいたプランを策定すること。</p> <p>③プランには以下に関する内容が含まれること。 ・担い手・新規就農者の確保又は共助体制の取組など地域農業の保全を確保する取組 ・農地利用の効率化・維持管理に関する取組 ・核となる品目の生産振興に関する取組</p>
支援対象者	市町村、農業協同組合、任意組織、農業公社等
補助率・補助金額	<p>ハード 1/2(県1/3、市町村1/6) ソフト 2/3(県1/2、市町村1/6)</p> <p>事業費上限額:1億円 (5年間総額) 事業期間:5年間</p>

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト	
--------------	--

名称 畜産経営緊急救済事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業者等

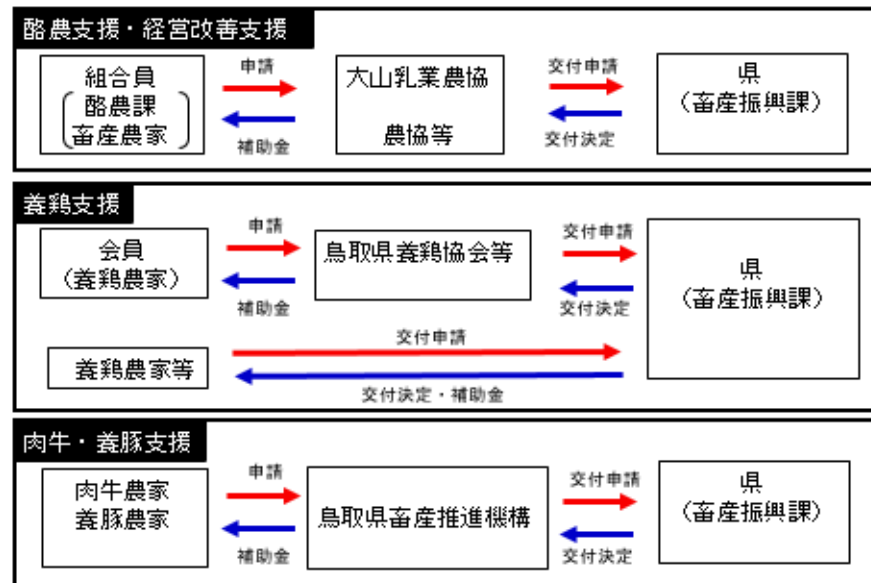
施策概要 ウクライナ情勢や円安等により飼料価格が高騰したことにより、飼料価格安定制度や所得補償制度で補償されない農家負担の一部について助成します。

○支援内容

対象者	内容	補助率	実施主体	事業期間
酪農家	令和3年度の1頭あたりの飼料価格を基準として、基準価格を超えた飼料代の助成	1/4以内	大山乳業農業協同組合	令和5年4月～同年9月
養鶏農家	飼料価格の高騰により令和4年に損失が発生した農家について、配合飼料価格安定制度で補てんされる上限を超える農家負担の助成	1/3以内	鳥取県養鶏協会等	令和5年4月～同年9月
肉牛農家 養豚農家	牛及び豚マルキン※で補てんされる上限を超える部分の助成	1/2以内	(公社)鳥取県畜産推進機構	令和5年4月～同年9月
経営改善	飼料高騰等により資金繰りが悪化した農家に対する経営改善のための専門的経営コンサルタントによる指導費の助成	1/3以内	農協等	令和4年4月～令和6年3月

※牛及び豚マルキン制度:販売価格が生産費を下回った場合に、補てん金を交付する制度(差額の9割補填)

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7290

関連サイト

名称

生乳増産対策支援事業～担い手施設整備対策事業～

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

酪農家

施策概要

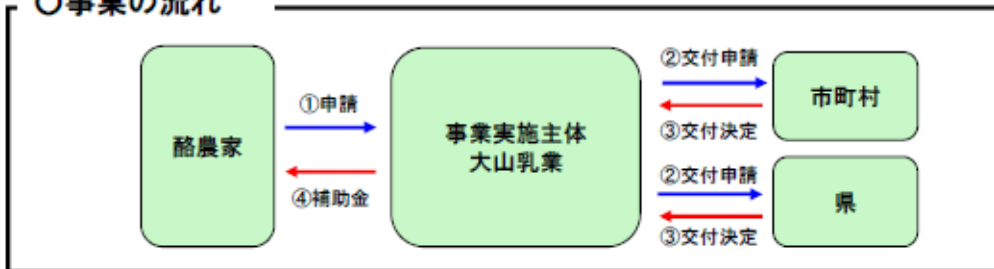
生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち国事業では補助対象とならないものに対して助成します。

○支援内容

主な内容	担い手がリース方式で行う、生産性の向上又は省エネルギーに資する施設機械の整備及び牛舎の増改築に要する経費について助成します。
補助率	ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) (事業費上限:5,000千円/1経営体)

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称**生乳増産対策支援事業～ゲノム育種価改良対策支援事業～****施策対象**

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

生産者等

施策概要

高品質な「白バラ牛乳」の増産やアイスクリーム等の乳製品の輸出量を大幅に増加させるために、県内生乳生産量6万トン以上を確保することを目的に、県内乳用牛全頭のゲノム育種価検査を進める。

○支援内容

主な内容	有望な乳用牛の早期判定のため、育成牛全頭を対象としたゲノム育種価検査費用に対して補助する。
補助率、補助上限	ソフト 2/3(県1/3、大山乳業1/3)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7831

関連サイト

名称 酪農第三者継承モデル事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

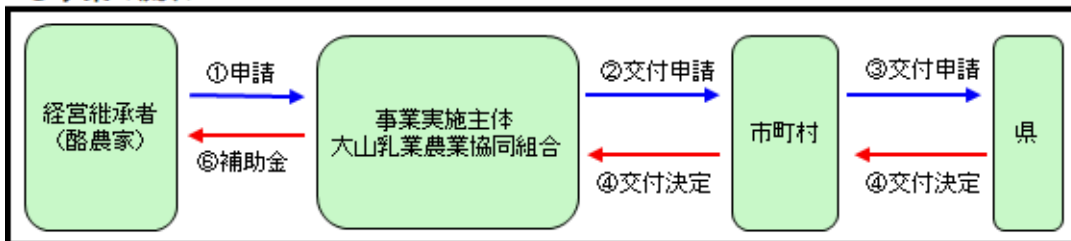
対象者 第三者継承に取組む認定新規就農者(酪農家)

施策概要 第三者継承に取組む新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設整備及びリース料を助成します。

○支援内容

補助率	1/2 (県1/3、市町村1/6)
上限額 (5年間の合計)	事業費上限:2400万円 補助上限:1200万円 (県補助上限:800万円)
補助対象経費	(1)飼養管理、搾乳、飼料作物収穫調製、堆肥管理等に要する機械装置及び車両の整備費 (2)牛舎、堆肥処理施設等の補改修費 (3)家畜管理のための事務所整備費 (4)継承する牛舎、機械等のリース料

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7291
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

第16回全日本ホルスタイン共進会対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

生産者等

施策概要

鳥取県の乳牛改良を大幅に促進し、白バラブランドの更なるイメージアップを図るため、2025年北海道で開催される全日本ホルスタイン共進会での上位入賞を目指します。

○支援内容

主な内容	出品者となる若手酪農家の調教技術向上を図る取組や県外共進会への出品、受精卵を活用した出品候補牛の作成経費に対して支援を行います。
補助対象経費、補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年に本事業で導入した輸入受精卵産子等の採卵及び移植経費 ・県内外で行う研修会に係る経費 ・県外共進会への出品経費 ソフト 県1/2、大山乳業1/2

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7831
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 鳥取県和牛振興計画推進事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業者等

施策概要 鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に基づく鳥取県和牛振興計画の計画実現に向け、和牛の生産拡大や高品質和牛肉の増産を図るため、優良和牛繁殖雌牛及び肥育素牛の保留や増頭を支援します。

○支援内容

区分	事業名	実施主体	内容
増頭支援	繁殖雌牛増頭加速化事業	農協	和牛繁殖雌牛の飼養頭数の増頭のために行う雌牛購入に対し、購入費の助成。(外部導入及び自家保留) 【補助率】 1/2(県1/3、市町村1/6) ※購入費の1/2から国の奨励金を差し引いて補助
	増頭のための空き牛舎増改修支援事業	農協	県内の空き牛舎及び牛舎を活用して増頭する場合に、その増改修費用に対して助成。 【補助率】 1/2(県1/3、市町村1/6) 県上限1,500千円
保留支援	県内ゲノム優良雌牛保留対策事業	農協	県が定める基準値以上のゲノム育種価または期待育種価を有する雌子牛を県内保留あるいは導入の助成。 【補助率】 定額120千円(県のみ)
		鳥取県和牛生産者連絡協議会	基準値以上のゲノム育種価または期待育種価を有する雌子牛の中で、特に優秀な雌子牛を県内に保留するための経費の助成。 【補助率】 自家保留の場合: 定額500千円(県1/2、生産者等1/2) 導入の場合: 定額(県1/2、生産者等1/2) 上限800千円
	特定種畜肥育素牛保留対策事業	農協	特定種畜を父または母の父とする肥育素牛を導入した場合、導入費の助成 【補助率】定額80千円(県のみ)
その他	優秀受精卵購入助成事業	農協	県が定める血統の受精卵を購入し、年度内に移植した場合に補助を行う。 【補助率】 1/2(県のみ) 上限20千円/頭
	和子牛市場活性化事業	鳥取県和牛生産者連絡協議会	子牛市場活性化のため雌子牛全頭のゲノム育種価評価等の取組経費や子牛品評会の首席雌牛に対する褒賞金の助成 【補助率】 1/2(県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 鳥取和牛ブランド強化対策事業**施策対象** 農業者等**施策主体** 鳥取県**対象者** 農業者等**施策概要** 鳥取和牛のブランドをさらに強化していくため、全国が注目する東京市場への鳥取和牛の出荷頭数の増加及び枝肉共励会の開催への支援を行う。

○支援内容

区分	事業内容	実施主体	補助率
東京市場出荷支援	【東京市場出荷支援】 東京食肉市場への肥育牛の出荷にかかる経費(運賃、旅費など)を助成	農協	1/2 (県のみ)
	【東京市場で開催される大規模共進会への参加支援】 東京食肉市場で開催される全農共励会や全国肉用牛共励会への肥育牛の出荷にかかる経費(運賃、旅費など)を助成		
県内外で開催する共励会開催支援	【共励会開催にかかる経費への支援】 楯・賞状作成、衛生用品等	鳥取県牛肉販売協議会	1/2 一部定額 (県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7290

関連サイト

名称 第13回全共出品対策事業**施策対象** 農業者等**施策主体** 鳥取県**対象者** 農業者等**施策概要** 2027年に北海道で開催される第13回全共で鳥取県が確実に勝利するため、全共候補牛の作出技術、選抜技術、仕上げ技術を向上させるために必要な経費について助成します。○補助率
ソフト 1/2(県のみ)○事業実施主体
第13回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会（事務局：公益社団法人鳥取県畜産推進機構）

○支援の内容

区分	内容
技術者レベルアップ事業	全共出品にかかる技術を学び鳥取県独自の技術を構築するための経費の助成
採卵協力費	優秀な雌牛から採卵を行う際の協力費の助成
県共進会報償費	県共進会においてグランドチャンピオンを獲得した牛を出品した地域への報償費の助成
高等登録牛倍増計画事業	優秀な能力をもつ繁殖雌牛の登録料の助成
地域出品対策協議会活動費	地域出品対策協議会の活動費への助成(3協議会)
生産振興大会	肉用牛振興大会開催経費の助成
事務局経費	全共推進委員会、全共出品対策部会、候補牛等の巡回調査経費の助成

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 肉用牛肥育経営安定対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 肉用牛肥育経営者（※大企業は除く）
※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

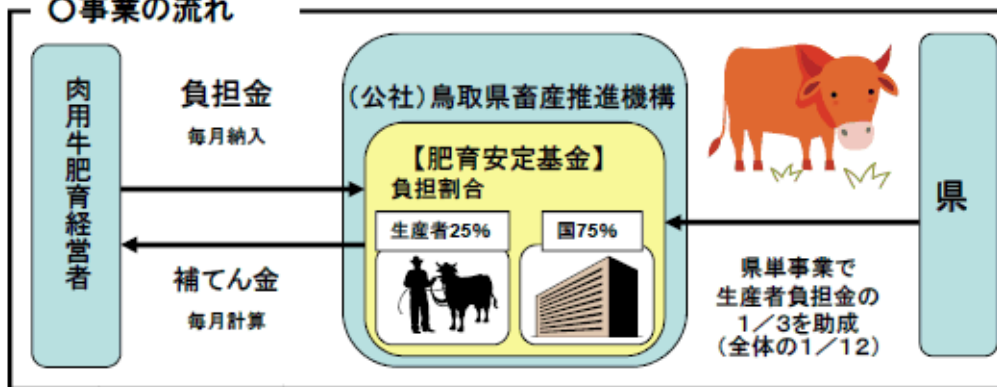
施策概要 牛枝肉価格が著しく低下した場合に、交付金を交付して肉用牛肥育経営の安定を図る。

○支援内容

主な内容	肥育牛1頭あたりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する。
主な要件	①業務対象年間ごとに生産者の要件審査を受け、登録を受けることが必要 ②業務対象年間は令和4年4月1日～令和7年3月31日までで、新規に肉用牛肥育経営を開始する生産者以外は途中加入不可

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7288

関連サイト

名称 肉用子牛価格安定事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 肉用子牛生産者及び法人(※大企業は除く)
 ※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

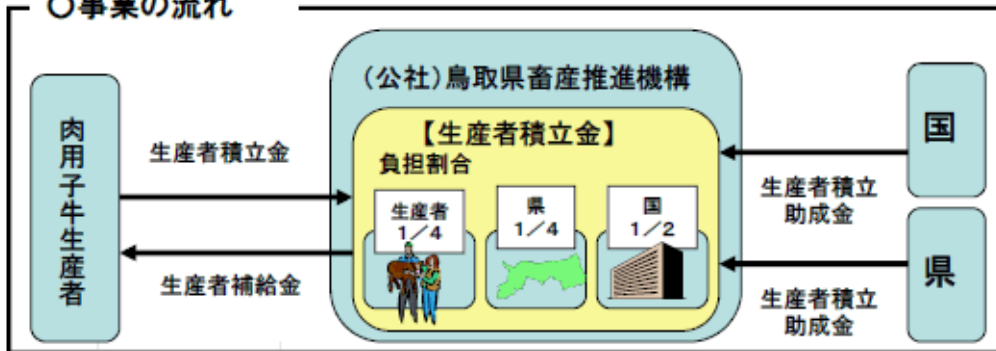
施策概要 子牛価格が低落した場合に、補給金を交付して生産者の畜産経営の安定継続を図ります。

○支援内容

主な内容	肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期毎)が毎年決定する保証基準価格・合理化目標価格を下回った場合に、その期間中に子牛を販売、または自家保留していれば補給金を交付します。
主な要件	①生産者と指定協会である(公社)鳥取県畜産推進機構との間で肉用子牛生産者補給金交付契約が必要です。 ②指定協会に対し満2カ月齢に達する日までに登録個体の申込を行い、負担金を納入すること。

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7288

関連サイト

名称 肉豚経営安定対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 養豚経営者(※大企業は除く)
※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300名を超えている会社

施策概要 豚枝肉平均価格が著しく低下した場合に、交付金を交付して養豚経営の安定を図る。

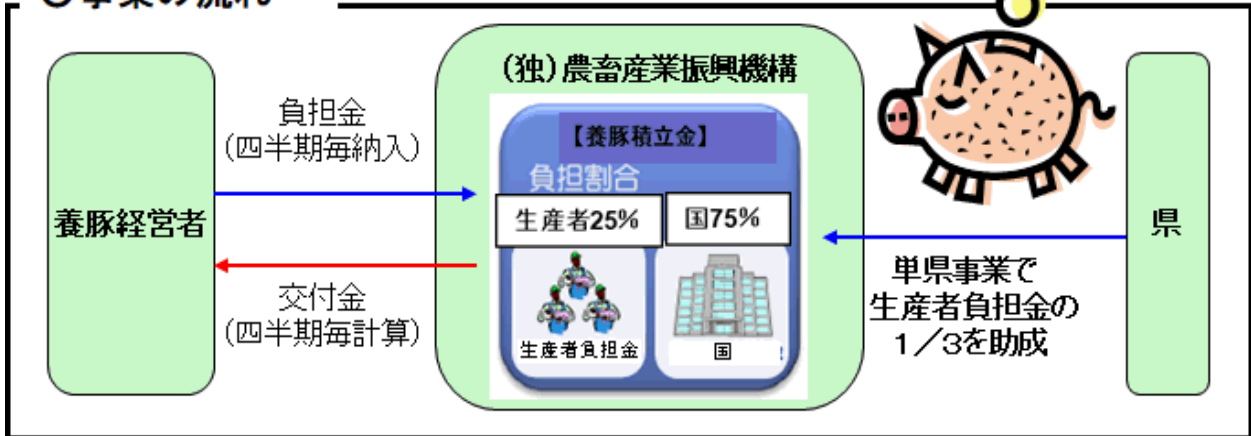
○支援内容

主な内容	標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する。
主な要件	①業務対象年間ごとに生産者の要件審査を受け、登録を受けることが必要 ②業務対象年間は令和3年4月1日～令和6年3月31日までで、新規に養豚経営を開始する生産者以外は途中加入不可

補助率(積立金負担割合)	ソフト 1/3(負担割合 国3/4、生産者1/6、県1/12)
--------------	---------------------------------

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7288

関連サイト

名称

鳥インフルエンザ等家畜防疫施設整備事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者等

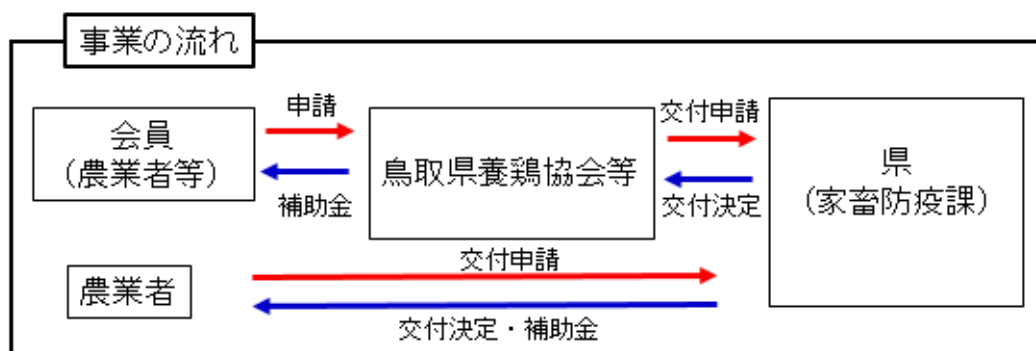
施策概要

高病原性鳥インフルエンザウイルスの農場内への侵入防止のため、車両消毒装置や鶏舎前室などを整備に係る経費を助成します。

○支援内容

事業主体:鳥取県養鶏協会等

区分	内容	補助率
畜舎前室等整備支援	鶏舎前室や監視舎等(飼養衛生管理基準に定められた衣服の着替えや長靴交換、健康観察の記録等を行う棟又は部屋)の整備、車両消毒エリアや場内の環境整備の助成	県1/2 市町村1/6(任意)



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局家畜防疫課	0857-26-7287

関連サイト

名称 農場認証普及推進事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 生産者等

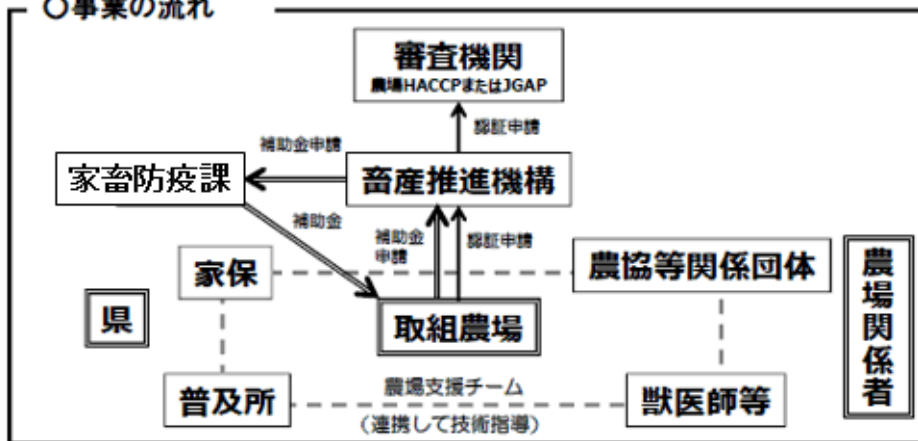
施策概要 畜産物の供給元である生産農場に工程管理を普及定着させ、畜産物の安全・安心を確保し、消費者の信頼向上およびブランド力強化を図る。

○支援内容

主要要件	①農場認証取得への取組意欲を有し、支援体制が構築されていること。 ②農場認証(農場HACCP推進農場指定を含む)の申請を審査機関に行っていること。 (補助金の場合)
補助対象経費、補助率	初回、中間(継続)及び更新審査に係る経費の1/3以内

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局家畜防疫課	0857-26-7287
鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称 もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)

施策対象 農林漁業者等

施策主体 鳥取県

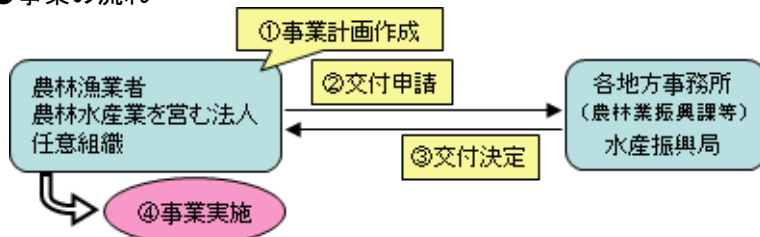
対象者 農林漁業者、加工グループ、農業法人、食のみやこ推進サポーター

施策概要 農林漁業者や加工グループ等による6次産業化・農商工連携に係る商品開発、試作(OEMの活用を含む)試作に係る委託製造、テスト販売、マーケティングに係る経費等を支援する。

○支援内容

主な内容	6次産業化・農商工連携に係る商品開発、試作(OEMの活用を含む)、試作に係る委託製造、テスト販売、マーケティングに係る経費等を支援する。
補助率・補助上限額	【補助率】ソフト1/2 【補助上限額】500千円 ※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります
主な要件	・自ら加工を行うこと ・次のいずれかを満たすこと 農林業者・農業法人 : 事業で取り扱う農林産物は、自ら生産した農林産物を50%以上使用すること 漁業者・加工グループ・食のみやこ推進サポーター : 事業で扱う農林水産物は、県内産を50%以上使用すること ・プラン実行に当たってはサポートセンターの支援を受けること。

●事業の流れ



* 審査会を行う場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農商工連携チーム	0857-20-3654
東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
農商工連携チーム	0858-23-3985
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
農商工連携チーム	0859-31-9648
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
水産振興局水産振興課	0857-26-7316
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

※上記の内容については今後変更の可能性があります。

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=246347>

名称 もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)

施策対象 農林業業者等

施策主体 鳥取県、市町村

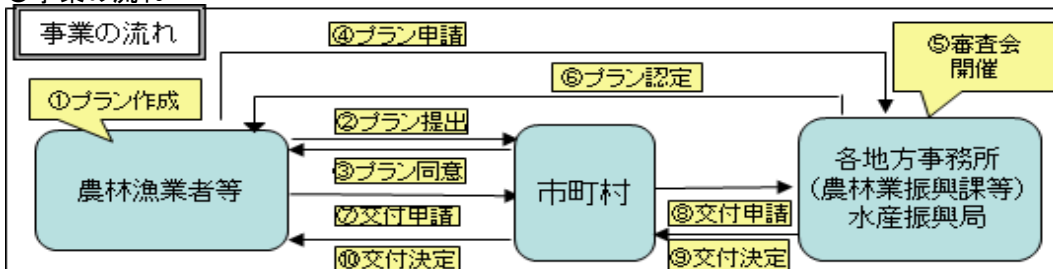
対象者 農林漁業者、農業を営む法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協

施策概要 自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。

○支援内容

主な内容	6次産業化や農商工連携の取組みに必要な経費を支援する。 (1)販路開拓等6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト) (2)加工に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備、生産に係る経費は対象外
補助率	ソフト・ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) ※主な要件(5)に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)
県の単年度補助上限額	農林漁業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人 7,000千円 任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円 ※主な要件(5)に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額
主な要件	(1)自ら生産だけでなく加工・販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定) (2)プランに掲げる6次産業化の原料にあたる農林産物の生産・販売実績が原則として3年以上あり、かつ生産状況が著しく悪いと判断されないこと。 (3)事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定) (4)次のいずれかに該当すること (水産以外) ○認定農業者 ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並 (水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組 ○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上 (5)次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う (6)プラン実行に当たっては、サポートセンターの支援を受けること。

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
水産振興局水産振興課	0857-26-7316
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

※上記の内容については今後変更の可能性があります。

関連サイト

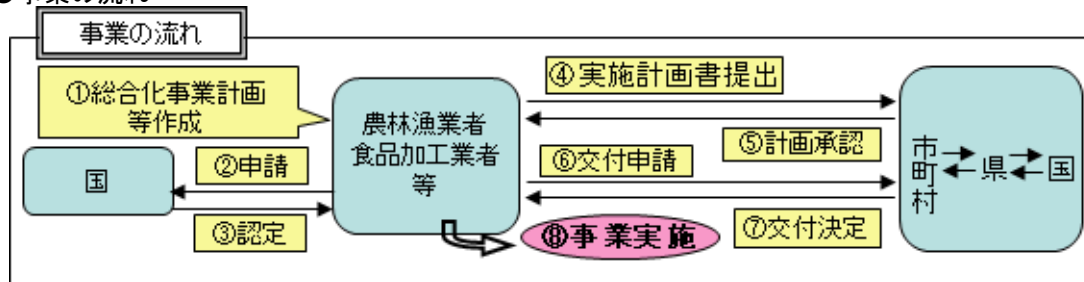
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=245963>

名称	鳥取県6次産業化関連事業交付金
施策対象	農林漁業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	(1)農林漁業者団体 ①農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっている団体 ②①の団体が主たる構成員又は出資者となっている法人 ③常時雇用者を3名以上雇用している又は雇用予定の団体 (2)農林漁業者団体等と連携する中小企業者 農工商等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者であって農林漁業者団体等と連携する者
施策概要	六次産業化・地産地消法及び農工商等連携法により認定を受けた取組を行う場合に必要な施設整備を支援。

○支援内容

主な内容	(1)農林漁業者団体への支援 ①農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設：処理加工施設、販売施設・地域食材提供施設、地域と連携した加工体験施設等 ②農林水産物等の生産のために必要な施設等：高生産性農業施設、乾燥調製貯蔵施設等 ※①と併せて行う場合に限る。 ※農工商等連携事業計画で実施する場合は、②単独でも実施が可能。 (2)中小企業者への支援 食品等の加工・販売のために必要な施設（新商品の製造過程に対応したもの） ※販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限る。
補助率・補助上限額	【補助率】：融資残補助3/10以内(国費のみ) ※以下に該当する取り組みの場合は1/2 ・中山間地農業ルネッサンス事業 ・市町村戦略 ・新規の障がい者雇用を定めた認定総合化事業計画等 【補助上限額】：1億円 ※以下の取組の場合は2億円 ・BtoB ・取引先の求める基準を満たす施設で、かつHACCPに関する第三者認証の取得 ・BtoBによる取扱量又は取扱金額が50%以上
主な要件	①多様な事業者が連携する取組であること(事業実施主体を含む3者以上) ②投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。等

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=247580
--------------	---

名称 食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金**施策対象** 食料品製造業者等**施策主体** 鳥取県**対象者** 県内の工場等で衛生管理体制構築を目指す食料品製造業者、県内立地企業**施策概要**

- 認証取得支援事業
輸出向け認証(ISO22000等)の取得に必要な経費の一部を補助する。
- 安定化支援事業
輸出向け認証の認証取得から初回の更新までに必要な費用の一部を補助する。

県内の工場等での衛生管理対策や認証取得及び認証更新等への取組に対して、費用の一部を補助します。

ア 認証取得支援(新規取得分)

輸出向け食品安全規格の認証取得を目指す事業に要する費用の一部を補助します。

対象者	県内の食料品製造業者又は立地企業
補助対象経費	認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等
補助率	2/3以内
限度額	350万円
事業期間	最長24ヶ月

イ 安定化支援(継続審査分)

取得した輸出向け認証の初回の更新を目指す事業に要する費用の一部を補助します。

対象者	県内の食料品製造業者又は立地企業
補助対象経費	認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等
補助率	1/2以内
限度額	225万円(ただし上限75万円/年度)
事業期間	最長36ヶ月

問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課
TEL:0857-26-7963
FAX:0857-21-0609

■ワンストップ相談窓口(鳥取県産業技術センター食品開発研究所内)
TEL:0859-44-6121

鳥取県産業技術センター食品開発研究所(境港市)に「食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口」を設置し、2名の専門スタッフが食品工場等における衛生管理・行程管理についての相談に応じています。

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/236687.htm>

名称

もうかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)

施策対象

食品加工業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

農林漁業者と連携する食品加工業者等

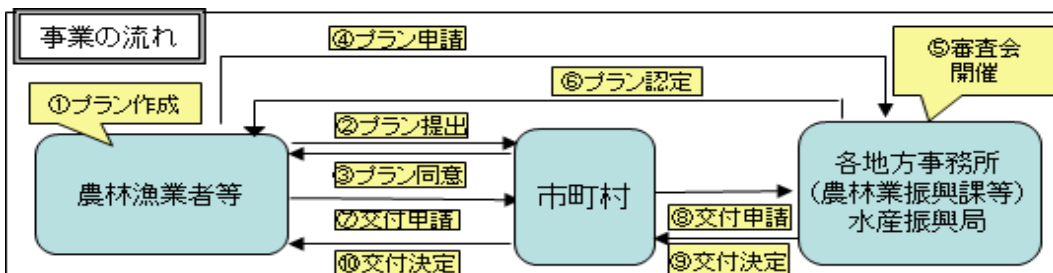
施策概要

農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援する。

○支援内容

主な内容	農林漁業者と連携した食品加工等に必要な機械・施設整備の経費を支援(加工等に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード)) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備は対象外
主な内容補助率	ハード 1/3 (県1/3、市町村任意) ※主な要件(3)に該当する事業は1/2を補助(県1/2、市町村任意)
県の単年度補助限度額	10,000千円 ※主な要件(3)に該当する事業は、15,000千円
主な要件	(1)補助金交付申請までに、原材料となる連携農林水産物(注)について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する(水産物は除く)。 (2)プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。(水産物にあっては、県内の産地市場を経由したものを含む) (3)国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げる。 (4)プラン実行にあたっては、サポートセンターの支援を受けること。

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部東部農林事務所 農商工連携チーム	0857-20-3664
中部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0858-23-3985
西部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0859-31-9648
水産振興局水産振興課	0857-26-7316
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

※上記の内容については今後変更の可能性があります。

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/245964.htm>

名称 おいしい鳥取PR推進事業費補助金

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 (1) 農林業経営体又は漁業者
 (2) (1)で構成する任意組織(補助事業参加者である(1)が過半数以上を占めること。)
 (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合
 (4) 鳥取県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者

施策概要 本県農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓・消費拡大の取組に対し支援します。
 ○県外消費者等と産地交流を行うツアーの開催などによる国内販路開拓
 ○見本市、商談会等への出席、試食販売など、国内販路開拓
 ○小売店における1月以上のテスト販売や年4回以上の試食販売による県外販路の定着化

○支援内容

1. 補助事業区分、事業実施主体、補助限度額及び補助率

事業区分	事業実施主体	限度額	補助率
消費者等交流事業	対象者(1)~(3)	150千円(任意組織又は組合で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円)	1/2
販路開拓事業			
販路定着化事業	対象者(1)~(4)	200千円(任意組織又は組合で、補助事業参加者が4構成者以上の場合は400千円)	1/2

2. 事業区分及び補助対象経費

補助事業名	補助対象経費
消費者等交流事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。 <ul style="list-style-type: none"> ・県外の販売先等を通じて募集するなどした消費者と県内生産者の県内での交流(産地視察、農業体験、意見交換会等) ・シェフ等の産地視察に係る経費
販路開拓事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大 ・複数団体の連携による共同PR、販売促進(県外団体との連携も含む) ・新たな流通確立のためのテストマーケティング ・展示会、商談会等への参加 ・商品PRイベント等の開催、多くの来場者が見込めるイベントへの出展
販路定着化事業	県外における販路開拓拠点(インショップ等)定着化の取組のために行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。原則として、既に一定の取引があり、その取引を定着・拡大するために行う取組に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・インショップ展開 ・同一店舗での1月以上のテスト販売、年4回以上の試食販売の実施

注1) 県内の伝統的な加工食品とは、酒造及び菓子、味噌、醤油等、地域に古くから伝わる伝統的な製造方法でつくられている農林水産加工食品である。

注2) 小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定める、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とする。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767

関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/69491.htm>

名称**物産展・県フェア及び見本市への出展支援****施策対象**

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

県内事業者

施策概要

県産品の販路開拓を推進するため、物産展・県フェアの開催や見本市への出展により県内事業者にもマッチング・情報交換の場を提供します。

○支援内容

県外で行われる鳥取県フェア等の催事又は見本市等(鳥取県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展しているもの)に出展する県内事業者に対して、出展に要する経費の一部を支援。

※先着順、予算がなくなれば終了

※鳥取県物産協会へ事務委託

(1)概要

ア 対象事業者: 県内事業者

イ 支給回数: 1事業者につき、1催事等あたり1名までとし、年2回まで

ウ 対象となる催事又は見本市等: 県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展する催事又は見本市等(2日間以上の催事で県内から3社以上の事業者が参加する催事又は見本市等)

エ その他

・他に国・県・市町村等から補助を受けている場合は、経費支援対象者に該当しないものとする。

・経費支援事業に従事する者を鳥取県内から派遣する場合に限る。

・催事等への出展が2日以上であること(準備等は含まない)。

(2)経費支援金額(1名分)

催事開催地方区分	2日間	3日間	4日以上
北海道・東北・関東・沖縄県	20,000円	30,000円	40,000円
中部・近畿・四国・九州(沖縄県を除く)・山口県	10,000円	20,000円	30,000円
中国(山口県及び鳥取県内を除く)	5,000円	10,000円	20,000円

※催事場所までの交通手段・宿泊場所を問わず、催事等の開催日数に応じて定額とする。

※鳥取県内での催事及びとっとり・おかやま新橋館への出店は除く。

(3)支払方法

助成を希望する事業者は、出展終了後2週間以内に、(一社)鳥取県物産協会宛てに書類を送り、請求してください。先着順ですので、予算がなくなれば助成も終了となります。(申請期限:3月の第1金曜日)

【提出書類】

・請求書・・・捺印のある原本

・宿泊等に要した経費の支払証拠書類(領収書等支払金額がわかるもの)

(注)出展した催事によっては、催事の実施内容等がわかるものを提出していただくことがあります。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767
(一社)鳥取県物産協会	0857-29-0021

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/262984.htm>

名称

伝統産業(酒類等)情報発信強化支援事業

施策対象

酒造業、小売酒販業等

施策主体

鳥取県

対象者

次の要件を満たす、本補助金交付第2条の交付目的に沿う団体等(事業の実施に当たって設立された実行委員会等を含む)

- (1) 酒類の製造あるいは販売を県内で行っている事業者であり、本拠地が県内にあるもの
- (2) 代表者及び所在地が明確なもの
- (3) 会計経理が明確なもの

施策概要

国内・海外を対象に、県内酒造と協力しての産地体験ツアー実施やオンライン地酒セミナー実施等の、地酒や酒造の魅力の情報発信につながる事業を支援する。

※企画については、広く参加者を募集するものであること。

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
<p>伝統産業(酒類等)情報発信強化支援事業</p> <p>国内・海外を対象に、県内酒造と協力しての産地体験ツアー実施やオンライン地酒セミナー実施等の、地酒や酒造の魅力の情報発信につながる事業</p> <p>※企画については、広く参加者を募集するものであること。</p>	<p>次の要件を満たす、本補助金交付第2条の交付目的に沿う団体等(事業の実施に当たって設立された実行委員会等を含む)</p> <p>(1) 酒類の製造あるいは販売を県内で行っている事業者であり、本拠地が県内にあるもの</p> <p>(2) 代表者及び所在地が明確なもの</p> <p>(3) 会計経理が明確なもの</p>	<p>謝金(委員謝金、専門家謝金、講師謝金)</p> <p>旅費(専門家旅費、講師旅費、職員旅費)</p> <p>庁費(原材料費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料)</p> <p>委託費(実施事業の一部を委託する経費。県内事業者に発注したものに限り。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。)</p>	1/2	150千円
<p>【注意事項】</p> <p>1 同一事業実施主体による申請は、同一年度において3回までとする。</p> <p>2 同一事業主体による申請は、企画が東部中部西部のエリアに分かれていれば各1回、あるいは全県を対象にした企画であれば3回を限度とする。また、東～中部、中～西部、東部および西部のように分かれて行う場合も、各1回とする。</p> <p>3 事業実施主体が自ら製造あるいは販売する製品の販路開拓のための事業に限る。</p>				

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7259

関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/245482.htm>

名称 **新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金**

施策対象 企業、生産者団体等

施策主体 鳥取県

対象者 県産農林水産物及び食品の輸出に取り組む県内事業者

施策概要 鳥取県の農林水産業及び食品製造業の振興を図るため、鳥取県内で生産された農林水産物及び食品の輸出活動を支援します。

○支援内容

類型	補助事業	事業主体	補助事業に要する経費	補助率	限度額
一般型	県産農林水産物及び食品の輸出促進のために行う取組	県内事業者	旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、使用料、専門人材活用費、委託費	1/2以内 ※旅費は1/3以内	2,000千円/年度
グループ展開型		グループ（県内事業者5者以上）を代表する県内事業者		1/2以内	事業者×1,000千円/年度
チャレンジ型		輸出促進活動を行ったことが無い県内事業者		2/3以内	2,000千円（一回限り）
食のみやこ型		県主催事業に参加する県内事業者		1/2以内	—

※各事業者の補助限度額は累計5,000千円とする（食のみやこ型は除く）

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/237651.htm>

名称

鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金

施策対象

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等

施策主体

鳥取県

対象者

食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり次のいずれかに該当する者。(法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む)
 (1) 法人
 (2) 地方公共団体 等

施策概要

農林水産物・食品の輸出拡大を目的に、①HACCP等の認定・認証取得といった、輸出先国から求められる様々な規制及び基準等への対応、②輸出先国のニーズに対応するための製造、加工、流通体制等の整備について支援します。

○支援内容

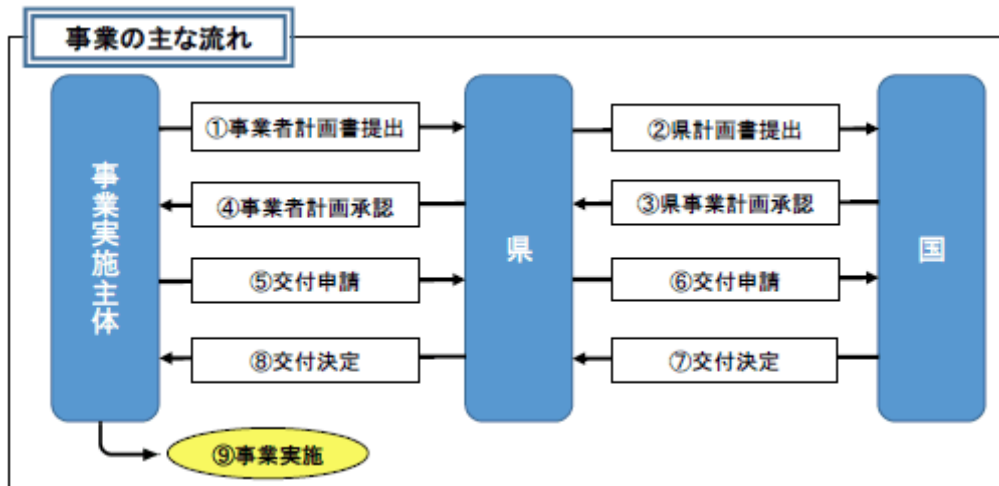
主な内容	補助率	補助上限額
・輸出向けHACCP等の認定・認証の取得(追加認証含む)による輸出先国の規制等への対応 ・輸出先国における検疫や添加物等の認定・認証の取得等を伴わない規制への対応	1/2以内(国費のみ)	上限5億円、下限250万円
・認定取得等に関係しない、輸出先国ニーズに対応するための機器整備	3/10以内(国費のみ)	

※全体事業費が1千万円を超える場合は金融機関から交付対象事業費の10%以上の貸付けを受ける必要あり。

○主な採択基準

- ・GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)コミュニティサイトに登録していること。
- ・投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。
- ・HACCPチームが編成されていること。等

※農林水産省令で定める「輸出事業計画」の策定・提出が必要です。



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7806

関連サイト

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

名称 「食のみやこ鳥取県」マーク活用支援事業

施策対象 企業、生産者団体、農産加工グループ等

施策主体 鳥取県

対象者 「食のみやこ鳥取県」推進サポーター、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品認証事業者(従業員数が21人以上の事業者を除く.)」、「食のみやこ鳥取県特産品コンクール」入賞事業者

施策概要 「食のみやこ鳥取県」推進サポーター、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者、「食のみやこ鳥取県特産品コンクール」入賞事業者が作成する各ロゴマークを入れた商品パッケージ等の経費を支援する。

○支援内容

補助対象経費	以下のロゴマークが入ったパッケージ・出荷資材版下の作成、ロゴマーク入りシール作成経費。 1 「食のみやこ鳥取県」ロゴマーク 2 「鳥取物がたり」ロゴマーク 3 鳥取県ふるさと認証食品マーク 4 「食のみやこ鳥取県特産品コンクール」ロゴマーク
補助率及び補助金額等	1 補助率: 補助対象経費の1/2 2 補助金額: 1事業者につき5万円/年度(2年連続活用は不可)

○参考

「食のみやこ鳥取県」推進サポーター ※登録により各種事業対象となるほか、「食のみやこ鳥取県」の販促グッズを提供する。	「食のみやこ鳥取県」推進の趣旨に賛同し、次に掲げるいずれかの条件を満たしている事業者 1 販売店 ・県産品の販売、PRに力を入れている百貨店、量販店、小売店、直売所、土産物店等で、県産品の販売促進・PRのための自主的な取組を積極的に実施し、かつ、法令を遵守し、適正な食品表示など食の安全・安心に努めていること 2 飲食店、旅館・ホテル ・料理メニュー等に積極的に県産品を活用し、その良さをPRしている旅館、ホテル及び飲食店で、県産品を使った料理の提供、メニューへの情報掲載など鳥取の食の豊かさを利用者に感じてもらえるようなPRを行い、かつ、法令を遵守し、衛生に配慮した料理の提供に努めていること 3 生産者等(生産者団体及び食品製造業者を含む。) ・県内の農林水産業者(団体)及び県産農林水産物を原材料に使用した加工食品の製造業者等で積極的に消費者への情報発信を行っている者 4 その他の企業、法人、団体等 ・1～3の事業者の他、「食のみやこ鳥取県」推進のために自ら取り組み、又は応援する企業、法人、団体等 ※参考URL: https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178542
ふるさと認証食品	県内の工場で製造され、食品添加物を使用していない、又は品質を保持するため必要な最小限度としている次に掲げるいずれかのもの。 1 原材料に県産農林水産物を用いている加工食品(重量割合50%以上) 2 地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品 3 県独自の新技术を用いて作られている加工食品 ※参考URL: http://www.pref.tottori.lg.jp/178533.htm
とっとり県産品「鳥取物がたり」	次に掲げるいずれかのもの。 1 県内において製造加工された産品 2 県外において製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの。 ※参考URL: http://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm
「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール	応募資格: 鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する法人、組合、各種団体、グループ又は個人(出品数は1事業者につき5点以内) 応募要件: 鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした加工食品であること等(詳細はホームページをご覧ください。) ※参考URL: https://www.pref.tottori.lg.jp/178534.htm

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7835

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=192844>